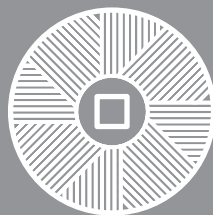
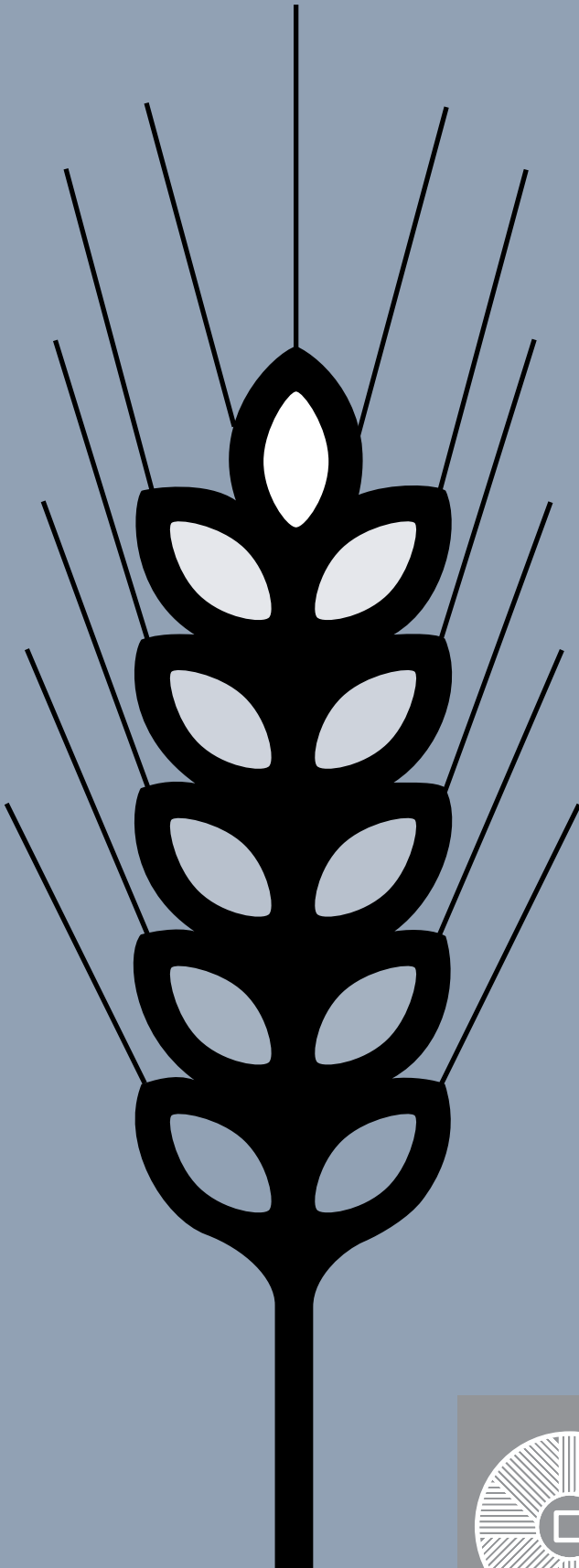


ISSN0913-8838

製粉 振興

2013
No.562
10



一般財団法人

製粉振興会

★目次

年内妥結に向け本格化するTPP交渉…………… 3

26年産国内産小麦の取引の仕組み…………… 5

製粉協会 常務理事 宮本佳明

HACCP支援法の改正について…………… 16

農林水産省食料産業局企画課

加工食品の流通サプライチェーンの
課題と改革の方向性…………… 26

公益財団法人流通経済研究所 専務理事
中央大学ビジネススクール 客員教授
加藤弘貴

製粉と小麦粉のお国ぶり —その24—
チェコ…………… 37

一般財団法人製粉振興会参与 農学博士 長尾精一

世界の粉界展望…………… 39

国内資料…………… 53

編集後記…………… 62

年内妥結に向け本格化するTPP交渉

10月8日、TPP交渉参加国はインドネシアのバリ島で首脳会合を開き、首脳声明を採択して閉幕した。首脳声明では「包括的でバランスの取れた地域協定を年内に妥結させるため、残された困難な課題の解決に取り組むべきであることに合意した」とされた。交渉の強力な推進役であり年内妥結を強く主張するアメリカのオバマ大統領が国内対応のため欠席したこともあり、声明には「大筋合意」の文言は記載されなかったものの、日本政府は「大筋合意を達成した」と説明している。今後も交渉は難航するとは見られているが、一方で年内妥結に向けて一気に進展する可能性もあり、予断は許せない。

焦点の市場アクセス分野は、各国の利害が対立し交渉が最も遅れていると言われている。首脳会合の前に行われたTPP閣僚会合において、具体的なスケジュールは明らかにはされなかったものの、「進捗に向けた時間軸に合意した」とされ、一方で「最もセンシティブな物品の取扱いについての合意はこれからの課題として残っている」とされている。また、日本政府は「自由化率90%を上回らない提案しかしていないが、各国からその水準が低いと指摘されている」と説明している。こうした中、自民党TPP対策委員会において、関税のタリフラインについて検証する方針が確認された。具体的な検証の中身は分からないものの、重要5品目のタリフライン586品目それぞれについて何ができるのか検証し、一方で重要5品目以外でも日本が既存のEPA交渉で関税撤廃したことのない品目について重要なものがないか検証すると見られている。また報道によるとこの検証では調製品や加工品が対象とも言われており、その真偽は不明なものの、重要5品目については段階的な関税撤廃も含め認めないとした国会及び自民党の決議内容から、方針転換を図りつつあるようにも映る。こうした急を告げる事態を踏まえて、改めて次の3つを課題として整理したい。

まず、小麦及び小麦関連産業の重要性について改めて再認識し、国民全体への影響をよく理解しなければならない。小麦は米と並ぶ国民の主要食糧であり、国際小麦需給が不安定な中、食料安全保障の観点から政府の果たす役割は重要である。世界的にも主要な小麦輸入国は、国家あるいは政府機関が関与している場合が多く、我が国においても小麦の安定確保に向けて国家貿易を基本とした政策運営を継続する必要がある。さらに食料自給率の観点から、国内産小麦の生産の維持と振興は重要な課題である。小麦は裏作作物・転作作物・輪作作物として営農面で不可欠な存在であり、小麦生産の減少や喪失は国内農業全体に大きな影響を及ぼすものとなる。小麦は粒のままでは消費することができず、製粉産業が小麦

粉に加工して消費される。製粉産業は国内産小麦の安定的な引取りや需要拡大に最大限努力し、国内農業にとって不可欠の存在である。農業、製粉産業そして二次加工産業が一体の存在でなければ、国内産小麦の生産・需要も存続できない。そのためTPP交渉においては、小麦のマークアップと小麦関連製品の関税との整合性を維持し、製粉産業が将来にわたり国際競争力を持ちつつ健全に発展しているよう、きちんと考慮されることは重要な条件となる。

次に、TPP交渉に際しては交渉相手国の考え方を踏まえて慎重に対応することが望ましい。アメリカの小麦生産者団体であるアメリカ小麦連合会(USWA)が6月にアメリカ通商代表部(USTR)に提出したパブリックコメントでは、「小麦粉など製品の関税を小麦より有利にしてはならない」との意見がある。この意見は、原料小麦と小麦関連製品の国境措置の整合性が維持されない限り、アメリカ産小麦を使用する日本の製粉産業が立ち行かないことをアメリカ側でも理解していると受け止められる。また、日本はTPP交渉参加国のうち、すでにシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、ブルネイ、ベトナム、ペルーの7ヶ国とはEPA協定を締結済みであり、またオーストラリア、カナダとは交渉中であることから、交渉相手国の考え方は承知している。今後の交渉は、こうした交渉相手国の利害関係者の意見や各国政府と築き上げてきた信頼関係を踏まえて、慎重かつ丁寧に進められるべきである。

最後に、TPP交渉について、政府からは積極的に情報開示がなされていない問題を取り上げる。この理由は、TPP交渉参加国に義務付けられ我が国も交渉参加時に締結した「秘密保持契約」にあり、その契約は①交渉情報は、参加国が同意しない限り秘密にする、②交渉文書が読める者は政府交渉関係者等、限定された者のみ、③TPP協定発効後4年間は交渉情報を公開しない、とする内容だと言われている。この契約があるために、交渉の利害関係者である我が国の関係業界においては、交渉の詳細につき政府からの明確な説明がないまま、交渉の妥結が図られる恐れを抱かざるを得ない。政府としてもこれまで関係業界を集めて説明会を開催し、直近の交渉経過を説明してきているが、概ね報道ですでに伝えられている内容であった。利害関係者にとっては、自らの業界の行方にかかわる重要な情報開示こそ求めたいのであり、今後政府においては、情報開示の方法を工夫するとともに、市場アクセス交渉では関連する利害関係者の意見も含め国民的議論を行った上で最善の選択を行ってほしい。

自民党によるタリフラインの検証作業は、年内の交渉妥結を念頭に、11月中旬までに取りまとめを終える方針とされる。市場アクセス交渉が本格化する正念場を迎えて、製粉産業としても引続き強い関心を持って動向を注視していかねばならない。

26年産国内産小麦の取引の仕組み

宮本佳明

1 検討の経過

平成26年産の民間流通の仕組み(以下「26年産小麦の仕組み」という。)については、平成25年産の民間流通の仕組みの決定(7月25日)とほぼ同時期の、7月24日に開催された民間流通連絡協議会において決定された。本来のスケジュールからすると約2ヶ月遅れたが、5月末にアメリカにおいてGM小麦の自生事例問題が発生し、これへの対応が急がれたこと等から結果的に昨年と同時期になったものである。

(1) 第1回作業チーム(1月21日)

26年産小麦の仕組みの検討については、平成25年1月21日に開催された作業チームから始まった。

なお、1月6日に作業チーム事務局打ち合わせが行われ、第1回作業チームの進め方について打ち合わせが行われたが、26年産小麦の仕組みの検討に向けて、25年産小麦の入札結果を踏まえながら、25年産小麦の見直しで残された課題も含めて包括的な見直しの議論を行うことが確認された。

第1回作業チームにおいては、25年産時の分析は必ずしも十分でなかったことから、26年産小麦の仕組みの検討に当たっては、まず現状分析を行い、今置かれている現状について共通の認識を持って議論していこうということで、農林水産省からの国内産小麦の現状についての説明が主たる議題であった。

農林水産省からは、以下の2題について説明

があった。

- ① 「国内産小麦の需要拡大に向けた今後の対応方法～北海道産小麦と九州産小麦の比較分析から～」：農林水産政策研究所政策研究調整官吉田行郷氏
- ② 「国内産小麦の現状について」：農林水産省生産局農産部貿易業務課課長補佐(消費流通第2班担当)石橋隆成氏

(2) 第2回作業チーム(2月7日)

ア 26年産小麦の仕組みの検討は、実質的に第2回作業チームから始まった。たたき台を示した方が議論を進めやすいただろうということで、平成25年産の民間流通の仕組みの検討時と同様、たたき台「国内産小麦の需要拡大に向けた取組(26年産に向けた民間流通制度の見直しについて)」が示された。

たたき台の内容は、21年産、22年産の不作があって国内産小麦の需要が落ち込んでおり、国内産小麦の需要拡大を図るためには需要の9割を占める外国産小麦の需要や価格の位置関係を把握した上で戦略的に民間流通制度を見直すことが必要であるとして、25年産入札結果を基に、用途別(日本麺用及びパン・中華麺用)に、外国産との混合挽砕のため外国産と競合する産地銘柄、単独挽砕が中心であり外国産と競合しない産地銘柄、域内流通する産地銘柄別に分析を行い、①価格形成による需要の確保(外国産と比べ適切な価格水準に誘導すること)、②結びつきの強化による需要

の確保、③安定供給(生産)による需要の確保、といった観点から、値幅制限の弾力的運用、事後調整への外国産の系統別変動率の適用(①の関連)、地元優先枠の設定(②の関連)、国の作物統計の平年単収を用いての販売予定数量の算定、アローワンスを超えた麦の保管料負担のルール等の検討(③の関連)を提案するものであった。

なお、当日の作業チームでは、たたき台の説明とこれに対する不明点の質問がほとんどであり、内容についての意見は、改めて次回以降の作業チームにおいて提出することとして、出なかった。

また、本作業チームに、製粉協会から、26年産麦の仕組みに関する意見として、①アローワンス(±15%)の大幅縮小、②生産・供給の安定を確保すること、を提出したが、これらについても、たたき台の検討の中で議論されることになった。

イ このほか、第2回の作業チームにおいては、①25年産で行われた再入札の評価についての意見聴取、②26年産麦の仕組みの見直しに向けた全体スケジュール案の提示が行われた。

25年産で初めて行われた再入札については、意見聴取の結果、1~2年は様子を見ることとし、26年産においては再入札の条件等については変更しないこととなった。

26年産麦の仕組みの見直しの検討については、播種前契約を前提に、作業チームの開催(2月~5月)、26年産の仕組みの決定(民間流通連絡協議会:5月)、販売予定数量・購入希望数量(6月)、地方協議会(6月~7月)、民間流通連絡協議会(入札日決定:7月)、入札(8月~)のスケジュール感を持ちながら進めていくことが確認された。

(3) 第3回作業チーム(3月4日)

今後の日程を考えるともう少し早く開催すべきところであったが、前回の作業チームで提出されたたたき台に対する意見提出に時間を要したことから、2月下旬に4月麦価改定の決定・公表が行われたことから、3月に入っての開催となった。

ア 第3回作業チームにおいては、①平成25年産民間流通麦作付面積調査結果報告、②たたき台に対する各団体からの意見の提出・説明、③平成24年産9月受注分麦種別実引取時期が議題とされた。

イ ②については、民間流通関係団体(製粉協会、全粉協、全麦連、全麦茶、生産者)からたたき台に対する意見が出され、意見交換が行われたが、たたき台で提案されている項目の多くについて第3回作業チームの場では意見の一致を見ることはできなかった。

③については、生産者側から提出された事項であり、麦価改定前の9月に受注(代金納入)された麦で実需者の引取りが遅れ、数ヶ月現物が農業倉庫に残っている事例をあげ、改善を求めるものであった。

ウ 結果的に、第3回作業チームでは、

① 「地元優先枠」については、仕組みの背景となる考え方や課題認識等共有化する必要があるため、次回、検討テーマを「地元優先枠」に絞った作業チームを開催し、検討を深める。なお、可能な限り、イメージアップに資する資料の関係者への事前配付に努める。

② 価格形成による需要の確保の観点から検討している、値幅制限の弾力的運用や取引価格の事後調整の見直し(外国産価格との変動率・時期別の取引数量の事前設定)等の諸課題について、第3回作業チームでの

協議経過を踏まえ、実需者側・生産者側双方で検討を深める。

- ③ 生産者側から提起のあった「安定的取引（代金決済後の実際の取引）が行われるための具体的対応」について、実需者側・生産者側の双方で検討する。
- ④ 上記①～③について、次々回の作業チームで実需者側・生産者側ともに検討のうえ整理した見解を持ち寄り、これに基づき協議を行う。

ということが確認され、多くの項目が次回以降の作業チームで検討されることになった。

(4) 第4回作業チーム(3月18日)

ア 第4回作業チームは、予定どおり、需要拡大推進枠(地元優先枠から名称変更)に特化して、議論が行われた。

値幅制限と事後調整の運用についても、第3回作業チームにおいて出された意見等を踏まえて改めて考え方(案)が示されたが、本格的な議論は次回の作業チームで行うこととして説明のみが行われた。

イ 需要拡大推進枠については、大枠として、以下のポイントが示された。

① 需要拡大戦略の策定

生産者、需要者、二次加工事業者、小売事業者及び外食事業者等が連携して、生産から商品開発・販売までの一貫した戦略(需要拡大戦略)を策定する。

② 需要拡大推進枠の概要

- ・ 需要拡大推進枠: 需要拡大戦略に基づき、数量・価格ともに安定的に供給する数量(優先数量)を設定する。
- ・ 入札からの除外: 優先数量は、入札の仕組みから除外する。
- ・ 不作時の出来秋調整(確定契約): 原則と

して、優先数量を優先的に確定契約する。

- ・ 取引価格: 安定的な価格での取引が適切である(当事者間の協議により、外国産麦の価格との連動を行わず、過去の指標価格、取引価格を参考に、弾力的な価格形成を行う。)

・ 例外的な扱い:

- 1) 既に上場されている産地銘柄については、優先数量を含めて播種前契約を行っている需要者全員を対象として作況による調整を行うことも可能とする。
- 2) 既に上場されている産地銘柄については、優先数量の設定を販売予定数量の20%までとする。

需要拡大推進枠の設定の提案に対して、①需要拡大推進枠の設定の流れ、②需要拡大戦略のとおり進まなかった場合の取扱い、③透明性の確保、④優先数量の設定(低く抑えること)等について質問・意見・要望が出されたが、個別具体的内容については調整を図ることとして、需要拡大推進枠の導入という基本方向については合意された。

ウ 値幅制限と事後調整の運用については、前回の作業チームの議論等を踏まえ、以下のとおり整理され、提案された。

① 値幅制限

外国産麦の価格と国内産麦の価格に著しい価格差がある場合は、価格競争力の調整が入札の中で行われている。しかしながら、価格競争力の調整が物理的に不可能な値幅制限が実態的に設定されてきた例があり、今後もこのような事態が起りうる可能性がある。外国産麦の価格と国内産麦の価格について毎年分析し、外国産麦との価格競争力の調整が円滑にできるよう値幅制

限の弾力的運用に資することが必要である。

② 事後調整

・事後調整の変動率算定に使用する外国産小麦政府売渡価格：相対的な価格関係を変化させない機能を保ちつつ、価格の変動幅が大きい場合の影響を緩和する観点から、変動率算定に使用する外国産小麦政府売渡価格は、現行どおり、5銘柄平均を利用する。

・引取時期：価格上昇時には必要以上に買い受ける「買いだめ」、価格下降時には最小限の買い受けにとどめる「買い控え」が生じている。これは購入計画どおりに引き取った場合に比べて生産者の収入が減少し、ひいては国の制度に影響を及ぼす可能性を引き起こしている。このような懸念を解消するために、購入計画に基づき円滑に引き取ることを再確認しつつ、国の制度に影響を及ぼさない仕組みとすることが必要である。

(5) 第5回作業チーム(4月2日)

第5回作業チームにおいては、「値幅制限」、「事後調整(変動率)」、「(事後調整)時期別引取・安定的引取」、「需要拡大推進枠(具体的項目)」「安定供給」について議論し、内容を確定して行った。

ア 各項目について、事前に各団体から意見の提出を受け、整理したもので議論を進めていった。

① 値幅制限

外国産小麦と国内産小麦の価格の分析を踏まえ、平成26年産は現行通り(±10%)とすることについて合意された。生産者団体から、再入札の仕組みが25年産で整理済み

であり、適切な価格水準を設定する手段として役割を果たす旨の意見も示された。

② 事後調整(変動率)

前回の作業チームで、事後調整に当たっては外国産ソフト系小麦の変動率を使用するとの当初の案が改められ、5銘柄平均の変動幅を利用することが妥当との案が示されており、全会一致で現行どおり5銘柄平均の変動幅を使用することで合意された。

③ (事後調整)時期別引取・安定的引取

生産者団体より、22年産～24年産民間流通小麦の月別受注状況が示され、麦価改定(引上げ)前の25年3月の実需者の買入れが前年対比大幅に増加していることの説明があり、安定的引取りを維持するために、代金決済後の実引取の考え方(売り手が発行するオーダー記載の「出荷日」起算1カ月以内を基本に計画的な引取を行うこと)について提案が行われた。

また、農林水産省からは、このような状況に対して、事後調整は安定的な取引のために導入したものであり、受注の偏りは国の制度にも影響することから看過できない旨の発言があった。

これに対して、実需者側から、

・この問題はもともと事後調整の懸念していた部分であり、導入した際に期別引取とのセットは反対している。期別引取等措置するのであれば事後調整そのものについて検討すべきである

・産地(北海道等)によっては引取りが1カ月以内とすると厳しいところが出てくる

・急な提案であり、持ち帰り検討する等の意見が出され、結論として、次回へ持越し・整理されることになった。

④ 需要拡大推進枠(具体的項目)

前回の作業チームで出された意見を踏まえて、農林水産省から以下のような考え方が示された。

- ・需要拡大推進枠の設定は、地方協議会上げる前段階までに関係者(当事者)で調整して決定し、地方協議会ではこれを確認する流れにする。1年やってみて不都合があれば修正する。
- ・枠の設定について当事者間で調整できなければ設定できない。
- ・(透明性のある仕組みについて)各企業の商売まで詳らかにすることはできないが、不公正な取引はチェックする。
- ・需要拡大戦略(事業計画)の提出が必要であり、様式については、「日本の食を広げるプロジェクト」(平成25年度予算事業)と同じものを考えている。事業計画どおりにいかない場合、しっかりと修正を図る。計画に不公正なことがある場合は、例えば2回目以降参加は認めない等のペナルティを課す。
- ・既上場銘柄の優先数量は10%以下でもよい。
- ・安定的な価格での取引が需要の確保・拡大を図る上で重要であり、取引価格については当事者間で決定する。事後調整も行わない。計画どおりに使用できず他の用途に振り向けられる場合、不公正な価格があればチェックする。
- ・義務上場については今までの条件と変わらない。

これら考え方については、概ね理解され、具体的項目について文言に落としものを次回の作業チームに提示することになった。

⑤ 安定供給

安定供給については、提案どおり作物統計の単収を勘案して販売予定数量の精度を高めていくことになった。

なお、実需者側から、「安定供給ができれば播種前契約になじまない、播種後に結び付けてもよいとの議論になる。麦の引取りは安定生産が前提。同じことを繰り返さないこと。」といった指摘もあった。

(6) 第6回作業チーム(4月23日)

26年産麦の仕組みについて、課題の多くは合意されてきたが、残された課題(需要拡大推進枠(具体的項目)、安定的引取・安定生産・安定供給)について議論された。

ア 需要拡大推進枠について

農林水産省から、需要拡大推進枠について具体的項目について細部規程(案)が示され、説明が行われた。

手続的には、以下のとおりとなる。

- ① 需要拡大推進枠の設定は、地方協議会上げる段階前に関係者(当事者)で調整して決定し、地方協議会ではこれを確認。
 - ・買い手から売り手に対し、枠設定の申請
 - ・売り手は他の買い手に情報提供
 - ・売り手は枠の設定が適切かつ合理的か判断
 - ・優先数量等の条件を協議(当事者間で調整できなければ設定できない)
 - ・協議が完了したとき、需要推進協議会は地方協議会及び民間流通連絡協議会事務局へ報告
- ② 優先数量や取引価格の設定方法等が公正でないかのチェックは、協議会事務局にオブザーバーとして出席する国又は全国米麦改良協会が行う。
- ③ 様式としては、需要者が生産者団体へ提

出する申請書(巻末参考様式2号)、生産者団体から地方協議会及び協議会事務局へ提出される枠の設定についての報告書(同様式3号)、需要拡大協議会から地方協議会及び協議会事務局に毎年度末に提出される取組状況の報告書(同様式4号)であり、これによりチェックを行う。

需要拡大推進枠の細部規程の書きぶりについては、概ね了承された。なお、需要拡大推進枠に関する主な質疑応答は以下のとおり。

・様式2号や3号に二次加工業者名を書く場合、個別の製粉企業との結び付きがわかるように記載するのか。

(答)需要拡大戦略を立てる上で、二次加工メーカーの名前は出して頂きたい。名前を出せないような取組は厳しい(そもそも実行出来ないものと思われる)。どうしても様式2号にかけないのであれば、様式3号(需要拡大戦略)には記載するようにしてほしい。取組への参加者が見えるようにすることが大事。様式3号の取組事業者名欄の記入は結び付きがわかるような書き方でなくてもよい。外食事業者やその他事業者は全て記入する必要はない。

様式4号の協議会報告は「等」でくくってもよい。

・需要拡大協議会は取組ごとに協議会を立ち上げるイメージか。その協議会には必ず行政が入らなければならないのか。

(答)北海道産全体をブランド化するような場合、北海道一本でも構わないが、基本的には、協議会は産地別銘柄ごとに一つの協議会を立ち上げるイメージ。同じ産地別銘柄でも別々の用途(例えば、パン用、菓子用)に使用する場合など一つの協議会で取り組むのが難しいのであれば、別々に協議

会を立ち上げてよい。

需要拡大協議会については行政は必須ではないが、「日本の食を広げるプロジェクト」予算を活用する場合、行政が協議会の構成員となることが必須であるため、現実的には行政も入ることになるのではないか。

協議会の構成員として皆が入れなくても、二次加工業者までは参画してもらいたい。予算を使うことになれば、いろいろな条件を付ける。

・買い手への情報提供について、3年前まで遡るのか。

(答)過去3年等を前提にしていない。全部の企業と調整するかどうかは産地側の判断に任せたい。

・取引の最小単位はあるか。

(答)10ト程度イメージはあるが、1トでも否定するものではない。

イ (事後調整)時期別引取・安定的引取

① 前回の作業チームにおいて、生産者側から安定的な引取りを維持するために、代金決済後の実引取の考え方が示されたが、実需者側から「産地によっては引取が1ヶ月以内とすると厳しいところが出てくる」等の意見が出てきたため、改めて生産者側から、代金決済後の実引取の考え方について再提案(例外として、「船舶・港湾事情等輸送上の要因によりやむを得ない場合を除く」こと)が行われた。

② これに対して、実需者側から、「26年産についても購入計画を国に提出。生産者からの提案に対応することを含めて、計画的な引取に努力しながら様子を見ることとし、以降についてはその都度協議する。なお、生産者からの提案については1ヶ月以

内の引取を基本としつつ、実態として1ヶ月以内の引取が困難な場合も想定されることから記載方法について更に検討願いたい」、あるいは「計画的に引取が進まないケースがあり、仕組みの中に1ヶ月以内という文言を入れることは反対」といった意見が出された。このため、各自一旦持ち帰り検討することとなり、次回再度議論することになった。

ウ 安定供給

生産者側より、作物統計の単収を勘案して、精度を高めていくことについて努力する(産地側を指導する)旨の意見表明が行われ、了承された。

(7) 第7回作業チーム(7月22日)

開催が遅れた理由については、冒頭で触れたとおりである。

第7回作業チームは、「代金決済後の実引取の考え方」について最終合意を行うこと及び24日に開催予定の民間流通連絡協議会に報告するための資料の最終確認のために開催された。

「代金決済後の実引取の考え方」については、生産者側から、前回の実需者側からの意見を踏まえ、「売り手が発行する荷渡指図書記載の「出荷年月日」(全農、全集連)、「引取日」(ホクレン)起算1ヶ月以内に引き取ることを基本とする。ただし、船舶・港湾事情(海上の気象条件等含む)等輸送上の要因等やむを得ない事情がある場合を除く。」とした修正案が提示され、合意された。なお、以上は小麦に関するものであり、大麦・はだか麦に係る引取については、地元消費が多いことから、但書き以降の記載はない。

3 26年産麦の仕組みの決定

(1) 決定内容

26年産麦の仕組みは、以上のような経過を経て、7月24日(水)に開催された民間流通連絡協議会において決定されたが、次のとおり整理された。

① 値幅制限について

国内産麦の需要の確保・拡大を図るには、外国産麦との価格競争力を維持していくことが必要となる。価格競争力を維持するためには入札における値幅制限について、柔軟な対応ができるようにすることが必要。

しかしながら、生産者側、実需者側とも、価格競争力も必要であるが、営農の継続や取引の安定のためには一定の値幅制限も必要との認識。

外国産麦と国内産麦の価格を分析し、価格競争力の現状を検討した結果、26年産入札については、再入札制度を有効に活用しつつ、値幅制限を±10%とする。

27年産以降の入札についても、毎年、外国産麦と国内産麦の価格を分析し、適切な価格形成並びに価格競争力が維持できるような値幅制限の弾力的な運用を行う。

② 事後調整と計画的な引取りについて

事後調整は流通時の価格競争力を事後的に調整し、引取りを円滑にする効果がある。外国産麦の価格変動が大きい現状では、生産者及び需要者ともに引き続き事後調整が必要との認識。

他方、事後調整の構造的な問題として、買い控えや買いだめ等の偏重した引取りにより、本来あるべき生産者収入との乖離が生じる可能性があるため、事後調整に関しては、購入計画に基づき、計画的かつ円滑に購入することを改めて確認した。

また、購入計画の提出期限が定められていないことから、提出期限を9月末日と定める。

なお、引き取りについて、一部に遅延が見られることから、所有権移転後1ヶ月以内の引き取りを基本とする。

③ 需要拡大推進枠の設定について

国内産麦の需要の確保・拡大を図るため、多様な業種の事業者が連携して行う、地域の食文化のブランド化やストーリー性の付与、知的財産権の活用等による、高付加価値化した国内産麦使用製品の販路拡大の取組、あるいは学校給食等における国内産麦の使用割合を高める取組等に対し、安定的な原料供給が可能となる需要拡大推進枠の仕組みを導入する。

なお、国内産麦の需要の確保・拡大の取組を実効性あるものとするため、「日本の食を広げるプロジェクト事業」等、国の補助事業も積極的に活用する。

（※巻末に参考として、「国内産麦(小麦)の民間流通の仕組み(7月24日)」の需要拡大推進枠部分を抜粋して掲載。）

④ 安定供給の取組

国内産麦の需要の拡大・確保のためには安定供給が重要であるが、気象条件等の事情により、産年ごとに収穫量が大きく変動している状況。

このため、安定供給の取組について、行政とも連携して生産技術の向上、安定生産の努力はもとより、販売予定数量の算定に当たっては、国が公表する単収と整合性のある単収を使用することを原則とする。

(2) なお、8月23日付けで民間流通麦促進対策実施要領(平成11年9月1日付け食糧庁長官通知)の一部改正が行われ、当該決定内容が同実施

要領にも反映された。

4 26年産の取引の取り進め方

7月24日に開催された民間流通連絡協議会において、26年産麦の取引に係るスケジュール(イメージ)が示され、確認されている。

① 取組の決定を受けて、7月24日、生産者サイドから実需者サイドに販売予定数量を提示する。これを受け、8月8日までに実需者サイドから生産者サイドに購入希望数量を提示する。

② 8月中旬～9月中旬に、生産者・実需者は生産現場の各地で地方連絡協議会を開催し、情報交換、販売予定数量等の調整を行うとともに契約数量の許容範囲を決める。

③ 9月下旬に民間流通連絡協議会を開催し、販売予定数量、上場数量、入札基準価格、入札日程等を決める。(実際には、10月3日(木)に開催された。)

④ 10月中に入札取引を行い、10月下旬以降相対取引を行う。(10月3日に開催された民間流通連絡協議会において、第1回入札を10月16日(水)、第2回入札を10月29日(火)に行うことを決定した。)

(製粉協会)
(常務理事)

(参考)

国内産麦(小麦)の民間流通の仕組み(7月24日)

(需要拡大推進枠の部分抜粋)

1 趣旨

国内産麦の需要の確保・拡大を図るためには、異業種が連携して地域の食文化のブランド化やストーリー性の付与、新品種の開発、知的財産権の活用等を行うことにより、国内産麦を使用した商品を高付加価値化させて消費者に提供していくことが重要となる。

このような高付加価値化の取組を実効性あるものとするため、生産者と需要者の結びつきを強化し、安定的な原料供給を可能とする需要拡大推進枠の仕組みを導入する。

2 需要拡大戦略の策定

需要拡大推進枠の設定にあたっては、生産者(売り手)、需要者(買い手)、二次加工事業者、小売事業者及び外食事業者等で構成する需要拡大協議会が、生産から商品開発・販売までの一貫した戦略(以下「需要拡大戦略」という。)を策定するものとする。

3 需要拡大推進枠の設定

(1) 需要拡大推進枠の設定手続きについて

ア 需要拡大推進枠の設定を希望する買い手(原則として、希望する産地別銘柄について、過去3か年の間には種前契約実績のある者とする。)は、高付加価値化の取組内容及び当該取組に必要な産地別銘柄別の数量(以下「優先数量」という。)等を記載した需要拡大推進枠設定申請書(様式2号。以下「設定申請書」という。)を売り手に提出する。

イ 設定申請書の提出を受けた売り手は、当該産地別銘柄について、取引のある他の買い手に需要拡大推進枠の設定申請があった旨の情報提供を行う。

ウ 情報提供を受けた他の買い手のうち、需要拡大推進枠の設定を希望する者は設定申請書を売り手に提出する。

エ 売り手は、需要拡大推進枠の趣旨に照らし、設定申請書の内容を検討し、適切かつ合理的であるかどうかについて判断する。

オ 売り手は、適切かつ合理的であると判断した場合は、優先数量や取引価格等について、当該設定申請書を提出した買い手と協議を行い、買い手別の優先数量や取引価格等を決定する。

カ 売り手は、設定申請書を取りまとめて、需要拡大推進枠設定報告書(様式3号。以下「設定報告書」という。)を作成し、需要拡大推進枠を設定する。なお、設定報告書をもって、需要拡大戦略とすることも可とする。

キ 需要拡大協議会は、設定報告書を地方協議会及び協議会事務局へ報告するとともに、取引価格の設定方法について、協議会事務局へ報告する。

ク 協議会事務局は、優先数量や取引価格の設定等が適正か否かについて確認し、必要に応じて、指導又は助言を行うものとする。

なお、協議会事務局は、知り得た内容について、協議会事務局以外へ漏らしてはならない。

(2) 優先数量について

優先数量の設定については、導入初年度にあたっては、既上場産地別銘柄の販売予定数量の10%までとする。

なお、上場されていない産地別銘柄については、制約しない。

また、買い手ごとの優先数量の合計が販売予定数量(既上場産地別銘柄の場合、販売予定数量の10%)を上回る場合は、関係者による協議の上、買い手ごとの優先数量を決定することとするが、協議が整わないときは、買い手ごとの過去の取引実績等により、按分を行うものとする。

(3) 取引価格について

優先数量に係る取引価格は、売り手と買い手の協議により、

ア 過去の取引価格の平均とする

イ 過去の取引価格の一定の範囲内(±10%)とする

ウ 取引価格を複数年適用する

エ 外国産麦との連動(事後調整)は行わないことも可能とする

等を組み合わせる等により、安定的な取引が可能となる弾力的な価格形成を行うものとする。

4 義務上場

義務上場については、産地別銘柄別に販売予定数量から優先数量の合計を控除した数量が3千トン未満となった場合は、上場を行わないこととする。

なお、この場合にあっては、売り手が入札による価格形成を希望するときは、これを上場することができるものとする。

5 収穫時の契約締結について

豊作時には、一定の幅の範囲内の数量について、通常契約を締結するものとし、一定の幅の範囲を超える数量についても優先的に追加契約できるものとする。

不作時には、原則として、優先数量については優先的に通常契約を締結するものとし、優先数量の合計に満たない数量については、買い手ごとの優先数量により按分して契約を行う。

6 取組状況の報告

需要拡大協議会は、毎年、3月31日現在における取組状況を取りまとめて、需要拡大戦略取組結果報告書(様式4号。以下「取組結果報告書」という。)により、地方協議会及び協議会事務局へ報告を行い、協議会事務局は作業チームへ報告する。また、作業チームは、取組結果報告書の内容について、必要に応じて、指導又は助言を行うものとする。

7 需要拡大戦略の修正

需要拡大協議会は、必要に応じて、需要拡大戦略を修正することができるものとし、修正した場合は、修正した設定報告書を地方協議会及び協議会事務局へ提出する。

(様式2号)

年 月 日

売り手 殿

買い手名

需要拡大推進枠設定申請書

このことについて、国内産麦の需要確保・拡大を図るため、下記の高付加価値化の取組において、安定的な原料供給を希望しますので、需要拡大推進枠の設定を申請します。

記

1 高付加価値化の取組(概要)

- (1)用途(地域の食文化)：
- (2)具体的な取組：
- (3)取組規模：
- (4)目標：

2 取組事業者名

- (1)一次加工事業者：
- (2)二次加工事業者：
- (3)外食・小売事業者：
- (4)その他事業者：

3 安定的な原料供給を希望する産地別銘柄及び優先数量

- (1)産地別銘柄名：
- (2)優先数量：

※1の(4)の目標については、原料玄麦トンに記載すること。

2のうち、(1)及び(2)については、必ず記載すること。

(様式3号)

年 月 日

〇〇県地方協議会 殿
民間流通連絡協議会事務局 殿

需要拡大取組者名 〇〇〇協議会

需要拡大推進枠設定報告書

このことについて、国内産麦の需要確保・拡大を図るため、下記のとおり、需要拡大推進枠を設定(修正)しましたので報告します。

記

1 需要拡大戦略の概要

- (1)戦略の名称：
- (2)戦略の策定主体：
- (3)戦略対象地域：
- (4)戦略の実行により期待される効果・目標：

- (5) 戦略の基本的な考え方：
 2 戦略を実行するための具体的な取組
 (1) 用途(地域の食文化)：
 (2) 具体的な取組：
 (3) 取組規模：
 (4) 今後の目標：
 24年度(現状)
 25年度
 26年度
 27年度
 (5) 取組事業者名
 ①一次加工事業者：
 ②二次加工事業者：
 ③外食・小売事業者：
 ④その他事業者：
 3 安定的な原料供給を設定する産地別銘柄及び優先数量
 (1) 産地別銘柄名：
 (2) 優先数量：
 (3) その他：
 ※1の(4)の目標については、原料玄麦トンを記載すること。
 別途、協議会事務局へ取引価格の設定方法等について報告すること。
 修正報告の場合は、件名の後に(修正)を記載する。

(様式4号)

需要拡大戦略取組結果報告書

年 月 日

〇〇県地方協議会 殿
 民間流通連絡協議会事務局 殿

需要拡大取組者名 〇〇協議会

需要拡大戦略について、平成 年3月31日現在の取組状況・結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 戦略の名称：
 2 戦略対象地域：
 3 取組状況

年産	産地別銘柄名	優先数量	目標	実績	備考

- 4 戦略を実行する上での課題
 5 今後の取組方針

HACCP支援法の改正について

農林水産省食料産業局企画課

I はじめに

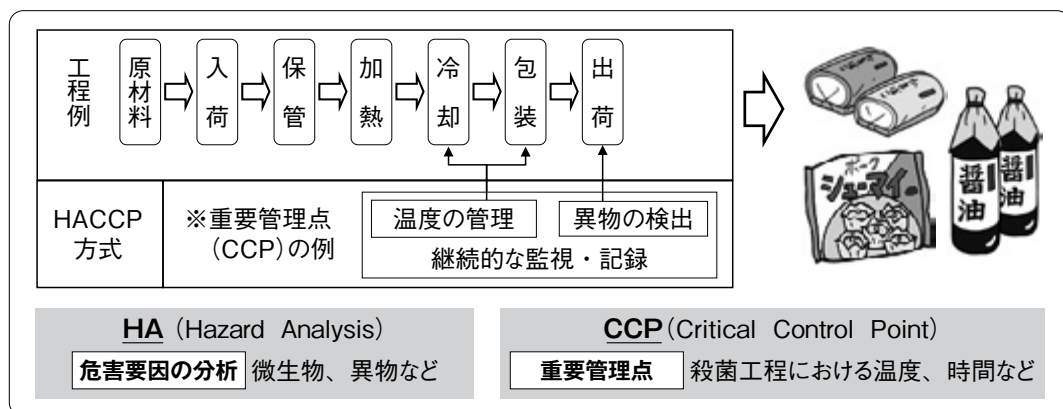
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(略称「HACCP(ハサップ)支援法」)。以下「本法」は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底への社会的な要請に応え、食品製造業界全体に、国際的にも推奨されている衛生管理システムであるHACCPの導入を促進するため、平成10年に適用期限のある臨時措置法として制定された。それ以降、HACCPの導入に必要な施設整備に対する(株)日本政策金融公庫の長期低利融資等の支援措置が講じられ、HACCPの取組が広まっているところである。

今般、本年6月30日に本法の適用期限が到来することとなっていたが、HACCPの導入を引き続き促進する必要があるとして、

- ① HACCP導入に加え、HACCPの導入に至る前段階の衛生・品質管理の基盤となる施設や体制の整備(高度化基盤整備)までの取組も本法の支援の対象とすること、
- ② まずは高度化基盤整備に取り組み、その後HACCPを導入するという段階を踏んだ取組を着実に支援するため、本法の有効期限を平成35年6月30日まで(10年間)延長すること、
- ③ 更に、HACCP導入が輸出促進に資することとなるよう取り組むという方向性を本法において明確化すること

を内容とする改正法が、本年の第183回通常国会に提出され、可決・成立した(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成25年6月21日法律第59号))。

図1 HACCPとは



※ HACCPは、原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などによる危害の発生を予測・分析(危害要因の分析：Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点：Critical Control Point)を継続的に監視・記録するシステム。科学的根拠に基づくシステムの導入により問題のある製品の出荷を未然に防止でき、最終製品における食品安全の確保を図ることが可能。

本稿では、今回の改正法の内容について、詳述することとする。

II 改正の内容

1 高度化基盤整備の支援対象化

(1) 背景・課題

平成10年の本法制定以降、食品製造事業者へのHACCPの導入が推進されてきたが、HACCPは科学的な危害要因の分析と継続的な監視・記録を行う体制の構築等が求められるものであるため、特に中小事業者においては、専門的な知見を有する従業員の確保等の人材面での制約等から、HACCPには容易に取り組む難いという声がある。

農林水産省で実施している食品製造事業者を対象とするアンケート調査の結果を見ても、大手企業(年間販売金額50億円以上)ではHACCPの導入率が約8割に達しているが、食品製造業界の多くを占める中小事業者(年間販売金額1億～50億円)の導入率(導入済み及び導入途中の合計)は、平成18年の16%からは約10%増加しているものの、依然、27%にとどまっている(平成24年度)。

また、昨年8月に北海道で死者8人を含む発症者を出した浅漬けによるO157集団食中毒事件を始め、我が国に流通する食品の安全を揺るがし、食品企業の倒産にもつながるような事案が引き続き発生している。こうした食品事故の多くは、中小事業者等において、HACCP導入の前提として取り組むべき衛生・品質管理のための施設及び体制の整備である高度化基盤整備への対応が十分ではないことに起因して発生している。

このような状況の中で、HACCPの導入を促進し、中小事業者による食品の安全性の向上を支援していくためには、中小事業者においても、

HACCPの導入に取り組むやすいよう、まずHACCPの導入に至る前段階の高度化基盤整備への取組を行い、その後にHACCPに取り組むという段階を踏んだ取組を後押ししていくことが必要となっている。

(2) 高度化基盤整備計画の認定制度の新設

(1)の課題に対応し、現行のHACCPの導入を支援するための計画の認定制度(改正後の第6条)に加え、新たに、高度化基盤整備のみを対象とする計画の認定制度を導入し(改正後の第8条)、この計画に基づく施設整備を(株)日本政策金融公庫による長期低利融資の対象とすることとされた(第10条)。

このように、HACCPの導入に至る前段階の高度化基盤整備の取組も支援対象とすることによって、これまでHACCPの導入が視野になかった中小事業者にも、その経営実態に対応した取組を着実に進めていくことが可能となり、業界全体にわたってHACCPの導入に取り組む事業者の裾野が広がっていくことが期待される。

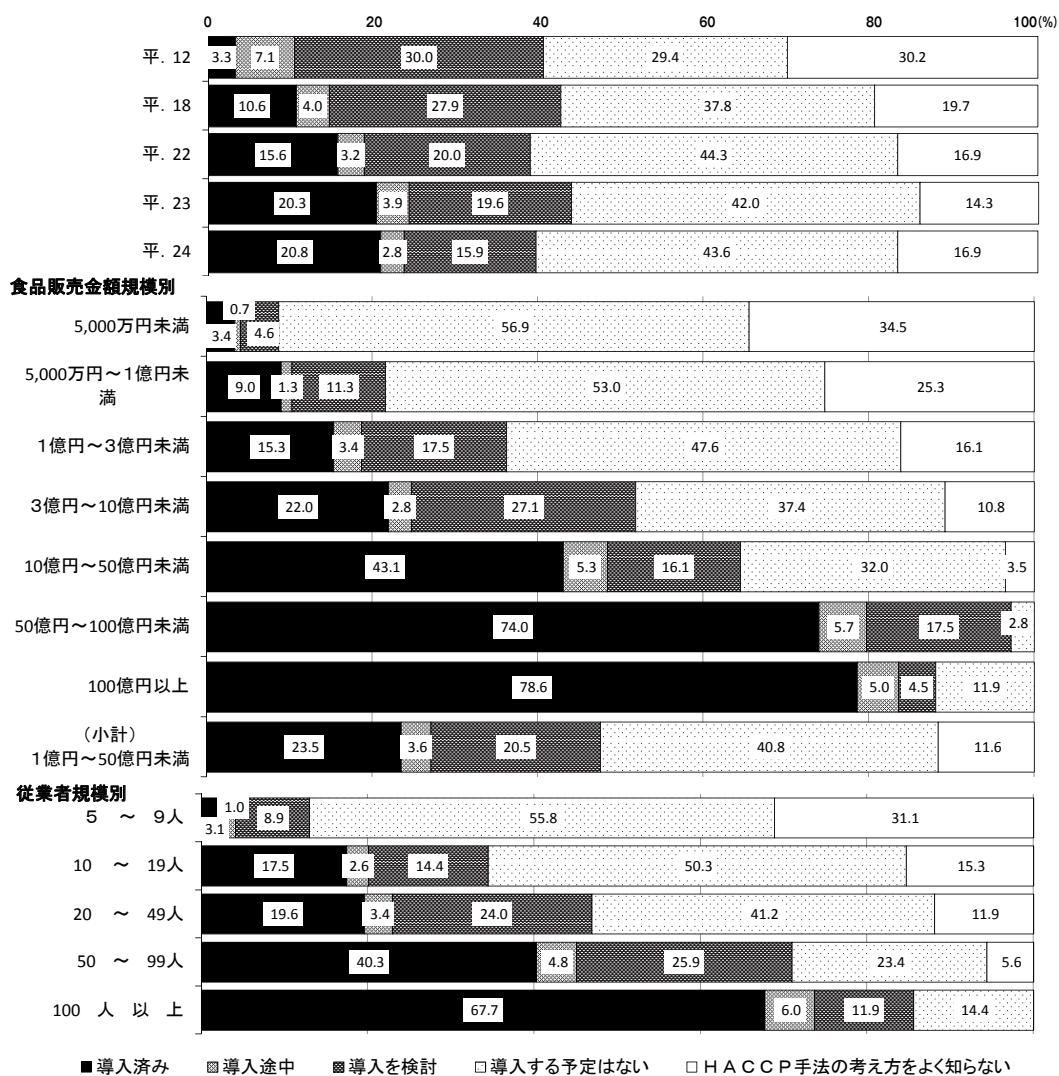
(3) 高度化基盤整備の具体的内容

「高度化基盤整備」とは、「製造過程の管理の高度化を行う前にその基盤となる施設及び体制を整備すること」と定義されている(第2条第3項)。具体的には、

- ① 洗浄、殺菌等の製造環境の整備や、衛生の確保など、HACCPの導入に至る前段階の衛生・品質管理を実施していくための施設や体制の整備に必要な取組、
- ② 食品製造事業者が消費者の信頼を得るために取り組む、例えば、コンプライアンスや、表示、トレーサビリティの徹底など、食品事業者のあり方等の内容が含まれる。

食品製造事業者が高度化基盤整備計画の認定を受けるに当たっては、自ら取り組む高度化基

図2 HACCPの導入状況



※ 平成24年度食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査

盤整備の内容について、計画に記載することが求められるが(改正後の第8条第1項及び第2項)、高度化基盤整備に関する基本的な事項やその記載方法については、厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める基本方針(第3条)、指定認定機関が定める高度化基準、高度化基盤整備計画の認定の基準(第4条)等において、食品の種類ごとの特性・実態を踏まえつつ、今後、具体的に示

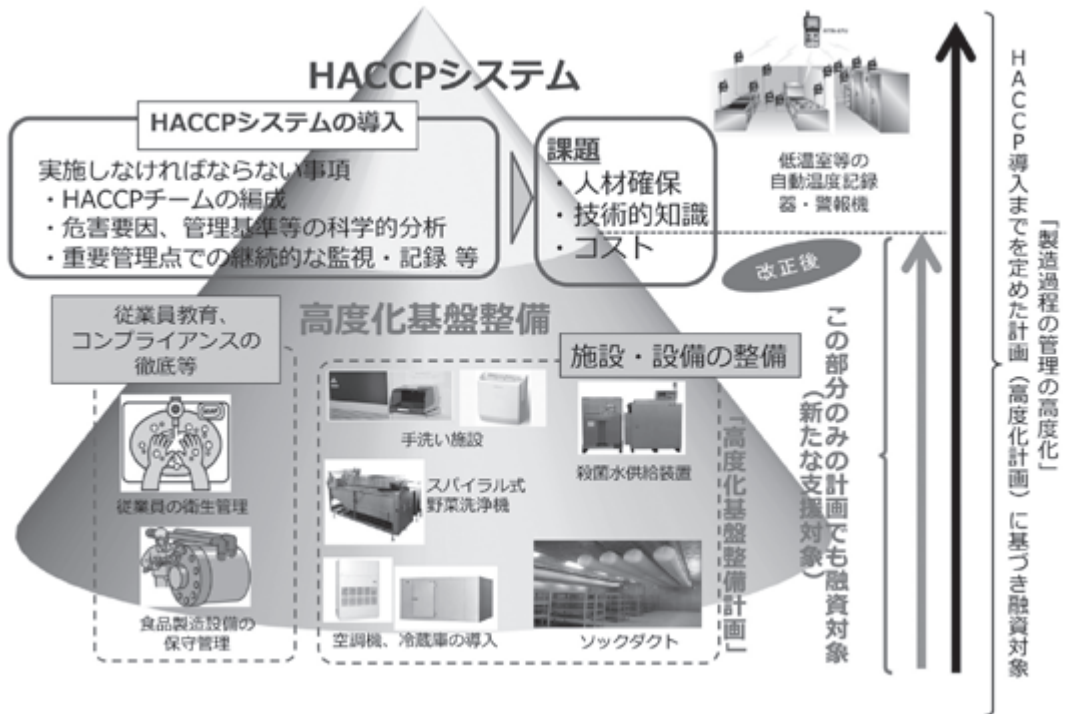
すこととしている。

2 法の有効期限の延長

本法の制定以降、食品製造事業者にはHACCP導入を推進するため、法の適用期限を5年ごとに延長し、その導入促進を図ってきたところである。

今回の法改正では、HACCP導入の一層の促

図3 改正HACCP支援法のイメージ



進が図られるよう、その前段階の取組である高度化基盤整備を本法に新たに位置付けたところであるが、改正法の施行から5年間で高度化基盤整備とHACCP導入の両方に一気に取り組むことが難しい食品製造事業者も多いと考えられる。

このため、最初の5年程度でHACCPの導入に至る前段階の施設整備や、従業員教育を進めるなどの高度化基盤整備の取組を行ってもらい、それに続く期間でHACCPに取り組んでもらうという、HACCP導入までの段階を踏んだ取組が着実に進められるよう、本法の有効期限が、5年ではなく、平成35年6月30日までの10年間延長された(附則第2条)。

なお、この10年間の取組を着実に支援していくため、新たに支援対象となった高度化基盤整備の普及・定着が当初の想定どおり進展してい

るかなどの法の施行状況を、改正法の施行から5年を目途として、確認することとされた(改正法附則第6条)。

3 輸出促進の位置付けの明確化

(1) 背景・課題

我が国の農林水産業・食品産業の更なる発展のためには、引き続き食関連のマーケットの拡大が確実に見込まれるアジアを始めとする国・地域の経済成長を取り込むべく、日本産食品の輸出拡大に取り組むことが重要となっている。中でも、輸出拡大の実現に向けては、輸出先の国・地域が求める食品安全等に関する認証・基準への対応など、輸出促進のための環境を整備していくことが重要な課題となっている。

このような中、昨今、米国やEU等の欧米諸国をはじめ、輸入食品についてHACCPを衛生

基準として求める国際的な動向があり、日本産食品の輸出環境の整備の一環として、輸出先の国・地域が求めるHACCPに対応していくことが必要となっている。

(2) 基本方針の配慮事項として明確化

(1)を踏まえ、HACCPの導入が我が国の食品の輸出の促進に資することとなるよう国として取り組むという方向性を本法において明確に位置付けることとし、厚生労働大臣及び農林水産大臣が定める基本方針において、HACCPの導入等をめぐる国際的動向を踏まえ、HACCPの導入が食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定める旨を規定することとされた(第3条第3項)。この具体的な記載内容については、今後、基本方針の改正作業の中で検討することとしている。

Ⅲ 改正法施行までの手続等

1 施行期日

本年6月30日に到来する本法の有効期限の延長に係る改正については、改正法の公布日(平成25年6月21日)から施行された(改正法附則第1条ただし書)。このため、今回の法改正前から本法の支援対象であった認定高度化計画に基づくHACCPの導入に必要な施設整備に対しては、本年7月1日以降も引き続き、(株)日本政策金融公庫による融資が可能となっている。

他方、高度化基盤整備を支援するための計画制度の導入及び基本方針への輸出促進の位置付けに関する改正については、基本方針の改正などに所要の期間が必要であることから、「公布日から6月以内の政令で定める日」から施行することとされた(改正法附則第1条本文)。

2 指定認定機関の準備のための猶予期間

指定認定機関は、今般の法改正を受け、高度

化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務を行おうとする場合、高度化基盤整備の内容も含む高度化基準を作成し、法第4条に基づく厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受ける必要がある。

このうち、既存の指定認定機関については、新たに高度化基盤整備計画の認定の業務を行うこととなったとしても、当該業務は、既に実施している高度化計画の認定業務に係る現体制下で引き続き対応できるものであり、法第15条各号に掲げる指定基準等への適合性に変更が生じるものではない。このため、既に法第4条の指定を受けている指定認定機関は、改正法の施行日である「公布日から6月以内の政令で定める日」に同指定を受けたものとみなすこととされている(改正法附則第2条)。

ただし、既存の指定認定機関も、

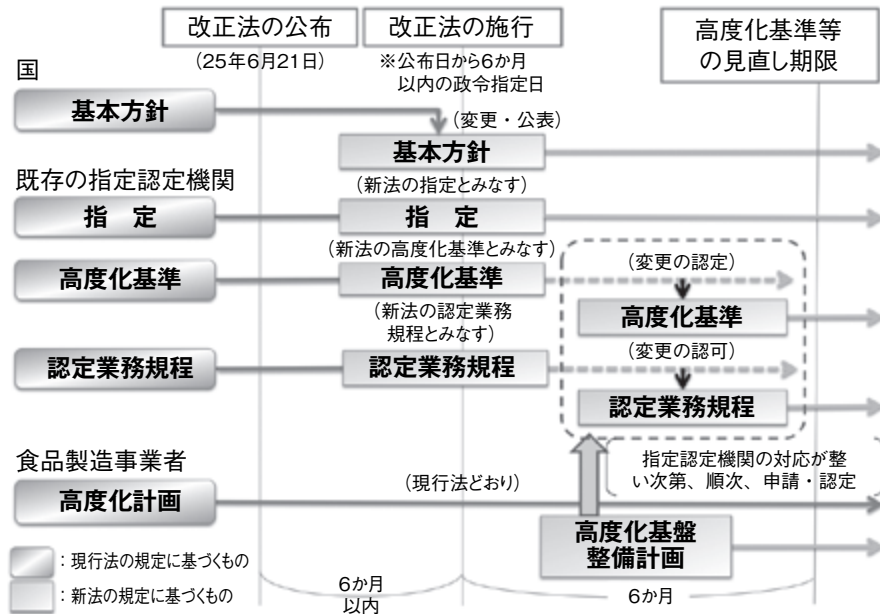
- ① 高度化基盤整備の内容を盛り込む必要がある高度化基準について、国が「公布日から6月以内の政令で定める日」に改定する基本方針に沿って、見直す必要があるとともに、
 - ② 高度化計画の認定の審査等に係る手続を定める認定業務規程についても、今般の法改正に伴い、高度化基盤整備計画の認定の審査等に係る手続を新たに追記する必要がある
- ことから、その準備のための期間として、改正法の施行日から6ヶ月間の猶予期間を設けるとともに、当該猶予期間中においても、従前の高度化基準及び認定業務規程に基づく高度化計画の認定の業務の実施が可能となるよう措置されている(改正法附則第3条・第4条)。

Ⅳ 公庫融資以外の支援措置

1 食品製造事業者への支援

食品製造事業者による高度化基盤整備及びHACCPの導入に向けた取組を後押しするため、

図4 改正法に関する今後のスケジュール



本法に基づく公庫融資以外にも、平成25年度予算で、

- ① 高度化基盤整備の具体的内容を有識者・業界関係者等も交えて検討した上で、その普及を図る、
- ② HACCP導入を担う人材の養成研修や、その導入を支援する専門家を製造現場へ派遣して指導・助言を行う

等のソフト面での支援措置を講じている。

また、6次産業化の推進により、今後、食品の製造・加工に初めて取り組む事業者が増大することが想定される中で、こうした6次産業事業者による衛生・品質管理の取組に対する支援を行っていくことが重要となっている。このため、本法に基づく融資措置に加え、平成25年度予算で、農林漁業者等が新商品等の事業化を行う6次産業化等に取り組む際に、HACCPにも対応した施設整備を支援する予算措置も講じているところである。

2 消費者への普及啓発

食品製造事業者に対しHACCPに取り組むインセンティブを与える上では、HACCPが消費者に認知・理解され、HACCPを導入した企業やその製品が適切に評価されることが不可欠であることから、HACCPに取り組む企業の姿勢や取組を消費者に発信していくことは重要である。このため、平成25年度予算で、

- ① 食品事業者によるHACCP等の食品安全の取組を消費者に伝えるセミナーを開催する、
- ② HACCP導入済みの工場による製品であることを示すチラシを小売現場で消費者に配布し、HACCPに関する消費者の理解促進を図る

取組も実施することとしている。

V おわりに

今回の法改正では、HACCPの導入に至る前段階の高度化基盤整備を本法の支援対象とし、

まず高度化基盤整備に取り組み、その後HACCPを導入するという段階を踏んだ取組を後押しすることとしているが、このような食品事業者による食品の安全性向上に関する不断の取組は、国民に安全な食品を安定的に提供する観点から、極めて重要である。

特に、中小・零細の食品製造事業者にとって、一般的な衛生管理を含めた食品安全の基盤となる活動、さらにはHACCPの導入を含め、食品の安全性向上に向けた絶え間ない日々の取組を着実に実施することは、事業を安定的に継続して行っていく上で何よりも優先されるべき必須

の事項であるものと考えられる。

このような基本認識を踏まえ、政府としても、HACCP導入までの段階を踏んだ取組を業界と一体となって法の有効期限を迎える10年後まで、重点的かつ集中的にスピード感をもって取り組んでいく考えである。

なお、本稿で紹介した研修等の各種支援策については、農林水産省のホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/index.html>)に最新情報を掲載しているので、ぜひご活用いただきたい。

〈参考〉

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律新旧対照条文

○ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)(抄)

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) 3 <u>この法律において「高度化基盤整備」とは、製造過程の管理の高度化を行う前にその基盤となる施設及び体制を整備することをいう。</u></p> <p>(基本方針) 第三条 (略) 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 (略) <u>二 高度化基盤整備に関する基本的な事項</u> 三・四 (略) 3 <u>基本方針は、食品の製造又は加工の過程における衛生管理及び品質管理に関する国際的動向を踏まえ、製造過程の管理の高度化が国内で製造され、又は加工される食品の輸出の促進に資することとなるよう配慮して定めるものとする。</u> 4 (略)</p> <p>(高度化基準の認定) 第四条 (略) 2 高度化基準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) 三 <u>高度化基盤整備の内容に関する基準</u></p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 (略) (新設)</p> <p>(基本方針) 第三条 (略) 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 (略) (新設) 二・三 (略) (新設) 3 (略)</p> <p>(高度化基準の認定) 第四条 (略) 2 高度化基準には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 (略) (新設)</p>

3 (略)

(削る。)

(高度化計画の認定)

第六条 食品の製造又は加工の事業を行う者(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第三号に規定する中小企業者であるものに限る。第八条第一項において同じ。)は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、製造過程の管理の高度化に関する計画(以下「高度化計画」という。)を作成し、これを認定法人に提出して、当該高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

(高度化計画の変更等)

第七条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る高度化計画を変更しようとするときは、当該変更に係る高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定法人の認定を受けなければならない。

2 認定法人は、前条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る高度化計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第十条第一項において「認定高度化計画」という。)に従って製造過程の管理の高度化を行っていないと認めるときは、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その認定を取り消すことができる。

(高度化基盤整備計画の認定)

第八条 食品の製造又は加工の事業を行う者は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、高度化基盤整備に関する計画(第六条第一項の認定を受けることができるものを除く。以下「高度化基盤整備計画」という。)を作成し、これを認定法人に提出して、当該高度化基盤整備計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2 高度化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 高度化基盤整備の目標
- 二 高度化基盤整備の内容及び実施時期

3 第六条第三項の規定は、第一項の食品の製造又は加工の事業を行う者について準用する。

(高度化基盤整備計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る高度化基盤整備計画を変更しようとするときは、当該変更に係る高度化基盤整備計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定法人の認定を受けなければならない。

3 (略)

第六条及び第七条 削除

(高度化計画の認定)

第八条 食品の製造又は加工の事業を行う者(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第三号に規定する中小企業者であるものに限る。)は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その製造し、又は加工しようとする食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに、製造過程の管理の高度化に関する計画(以下「高度化計画」という。)を作成し、これを認定法人に提出して、当該高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

(高度化計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る高度化計画を変更しようとするときは、当該変更に係る高度化計画が認定高度化基準に適合するものである旨の認定法人の認定を受けなければならない。

2 認定法人は、認定事業者が前条第一項の認定に係る高度化計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定高度化計画」という。)に従って製造過程の管理の高度化を行っていないと認めるときは、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その認定を取り消すことができる。

(新設)

(新設)

2 認定法人は、前条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る高度化基盤整備計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定高度化基盤整備計画」という。）に従って高度化基盤整備を行っていないと認めるときは、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、その認定を取り消すことができる。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）

第十条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、第六条第一項又は第八条第一項の認定を受けた者であってその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって認定高度化計画又は認定高度化基盤整備計画に従って製造過程の管理の高度化又は高度化基盤整備を行うのに必要な製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む。）に必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであって、その償還期限が十年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。

2・3 （略）

（指定）

第十三条 第四条第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、食品の種類ごとに、高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定を行おうとする者の申請により行う。

（指定の基準）

第十五条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有すること。
- 二 一般社団法人若しくは一般財団法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であって、その役員又は直接若しくは間接の構成員の構成が高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 四 その指定をすることによって高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）

第十条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、認定事業者であってその行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって認定高度化計画に従って製造過程の管理の高度化を行うのに必要な製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む。）に必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであって、その償還期限が十年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。

2・3 （略）

（指定）

第十三条 第四条第一項の指定（以下この章において単に「指定」という。）は、厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより、食品の種類ごとに、高度化基準の作成及び高度化計画の認定を行おうとする者の申請により行う。

（指定の基準）

第十五条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有すること。
- 二 一般社団法人若しくは一般財団法人又は事業協同組合その他の政令で定める法人であって、その役員又は直接若しくは間接の構成員の構成が高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 四 その指定をすることによって高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(認定の義務)

第十六条 指定を受けた法人(以下「指定認定機関」という。)は、高度化計画又は高度化基盤整備計画の認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その認定のための審査を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第十七条 指定認定機関は、高度化基準の作成並びに高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定業務規程)

第十八条 指定認定機関は、高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務に関する規程(以下「認定業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

4 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その認定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第十九条 指定認定機関は、高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第十八条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで高度化計画又は高度化基盤整備計画の認定を行ったとき。

四・五 (略)

附 則

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十五年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(認定の義務)

第十六条 指定を受けた法人(以下「指定認定機関」という。)は、高度化計画の認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、高度化計画の認定のための審査を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第十七条 指定認定機関は、高度化基準の作成及び高度化計画の認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定業務規程)

第十八条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務に関する規程(以下「認定業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣及び農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

4 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をした認定業務規程が高度化計画の認定の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その認定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第十九条 指定認定機関は、高度化計画の認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、指定認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて高度化計画の認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 第十八条第一項の認可を受けた認定業務規程によらないで高度化計画の認定を行ったとき。

四・五 (略)

附 則

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成二十五年六月三十日までに廃止するものとする。

加工食品の流通サプライチェーンの 課題と改革の方向性

加藤 弘 貴

1. はじめに

本稿では、加工食品の流通サプライチェーンの課題と改革の方向性について論ずる。流通サプライチェーンとは、製造業から卸売業・小売業を通じて消費者に至るサプライチェーンを意味している。メーカーを基点とすれば、調達側：アップストリームでなく、販売側：ダウンストリームのサプライチェーンのことを言う。

加工食品の流通サプライチェーンには、現状、様々なムダ・ムラ・ムリが存在している。国内の消費財・流通業界を取り巻く環境は大きく変化している。流通サプライチェーンを構成する製・配・販の事業者はこうした問題にしっかり対処して、流通・取引の効率化を徹底して進める必要がある。以上が筆者の基本的な問題意識である。

本稿の構成は以下の通りである。はじめに流通サプライチェーンの改革がなぜ必要であるかを改めて確認する。その上で、サプライチェーンを分析する基本的な視点である、在庫、輸配送、情報連携の3つの観点から現状の課題を提示する。そして最後に加工食品メーカーの立場から対応の方向性を検討してゆくこととする。

論を進めるにあたっては、製・配・販連携協議会の調査・検討結果を紹介する。製・配・販連携協議会は、加工食品・日用雑貨の流通に関わる大手の製造業・卸売業・小売業、計43社からなる検討会である。経済産業省のサポートのもとで、2010年度に準備会合が始まり、2011年度・2012年度と流通サプライチェーンの効率化

に向けた議論を行っている。協議会の事務局は筆者の所属する(公財)流通経済研究所と(一財)流通システム開発センターが担当している。筆者は同協議会の議論の推進・とりまとめに関係しているものである。ここでの検討結果を踏まえつつ、考えを述べてみたい。

2. 流通サプライチェーン改革の必要性

流通サプライチェーンの改革がなぜ必要であるのか、その理由を端的に言えば、加工食品の製造・流通業界を取りまく環境が大きく変化しており、今後抜本的な効率化を進めなければならないからである。以下そのポイントを確認しておこう。

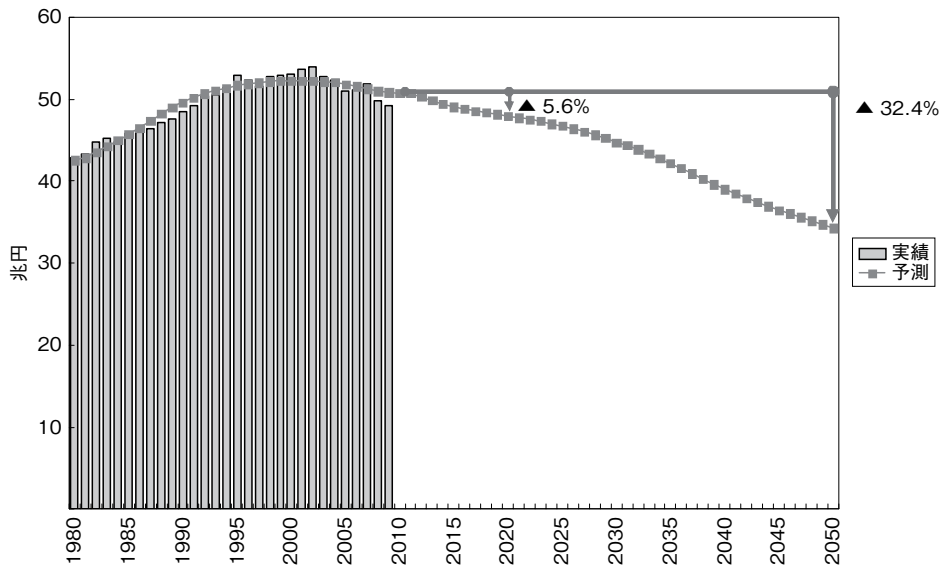
(1) 円安・原材料価格の上昇

安倍政権の経済政策によって、円安が進展している。為替レートは2012年10月まで80円/ドル前後であったが、半年間で大きく変化し、2013年4月以降は100円/ドル前後で推移している。 $100 \div 80 = 1.25$ であるから、ドルの価格はこの間で実に25%も増加したことになる。

この結果、輸入物価は大幅に上昇している。2013年7月の輸入物価指数(前年同月比)をみると、総平均が18.7%、食料品・飼料では15.8%、石油・石炭・天然ガスが23.2%と高騰している。

このことは食品産業にとって、原材料価格とエネルギーコストの上昇を意味している。加工食品メーカーはコストアップを企業内で吸収することができず、相次いで製品価格の値上げを

図表1 食料消費支出の実績と予測結果(実質ベース)



注：実績値は内閣府「国民経済計算」、予測は流通経済研究所作成

出所：「国内消費縮小時代の流通サプライチェーン変革の方向」『流通情報』2011年7月

表明している。

(2) 人口減少・食品需要の縮小

国内人口は既に減少傾向に転じている。加えて高齢化も急速に進んでいる。高齢化は人口一人あたりの平均食品消費量が減少することを意味するから、人口減少と相まって、食品需要は量的には縮小せざるを得ない。

現に国民経済計算統計を見ると、実質ベースの食料需要は2002年をピークにかなり以前から減少している(図表1)。このデータをもとに、年次別の15-75歳人口の人口構成比と人口1人当たり平均食料需要とを対比すると、きわめて強い相関関係を示す(図表2)。生産年齢人口の割合が低いほど1人当たりの食品消費が小さくなる。従って、高齢化が進み、生産年齢人口が減少すると、それに応じて食品需要が縮小することが予想される。これらの関係をもとに2050年

までの食品需要を予測してみると、食品需要は2010-2020年の10年間で5.6%、2010-2050年の40年間で30%減少すると考えられる(図表1)。

(3) 価格転嫁の困難性

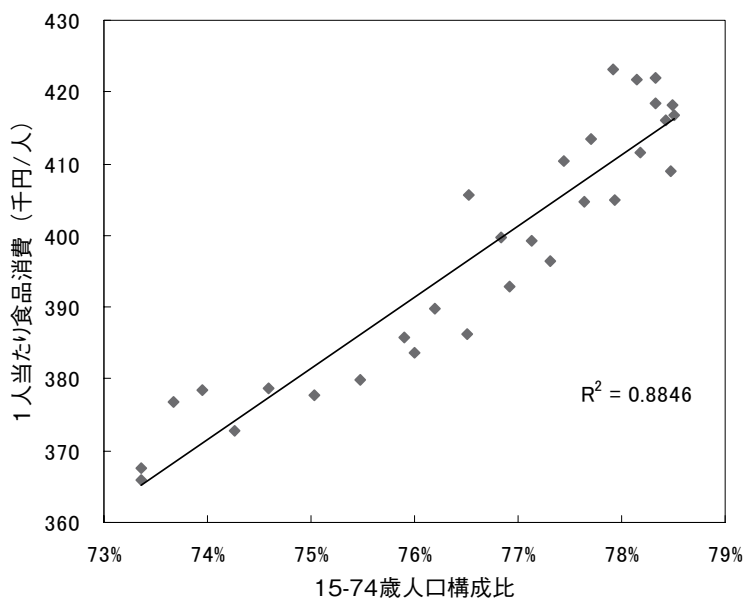
原材料価格・エネルギーコストの上昇分を製品価格、そして最終的な消費者価格に転嫁できるのか。加えて、2014年4月から予定されている消費税の引き上げ分を転嫁できるのか。ここが大きな問題である。

確かに今後のアベノミクス成長戦略が奏功し、企業業績が回復し、個人所得が増え、好景気が続く可能性はある。むしろそういう動きを期待したい。

しかし、食料需要が量的に縮小せざるを得ないことを考えると、価格転嫁は容易ではない。

小売段階ではきわめて厳しい競争がしばらく続くことが予想される。小売業の上位集中度は

図表2 年齢構造と1人当たり食料消費の関係



注：内閣府「国民経済計算」、総務省「人口推計」より作成
出所：図表1に同じ

欧米に比べて低い。このため、小売業の集約化、グループ化がより進展する。その過程でオーバーストアの状態が解消されるまで、価格競争が行われるはずである。

また小売業の寡占化が進めば、上位小売業はバイイングパワーがより強くなる。仕入先に対しては、納入価格の引き下げや、値上げの抑制の圧力がかかることになるだろう。

(4) 宅配等の流通サービス要請

今後社会の高齢化が進むと、より高度な流通サービスを提供することが要請される。例えば、宅配や移動販売などの流通サービスである。高齢者は遠くの店まで買い物に行くことが難しい。買い物負担を軽減することが重要となる。

こうした流通サービスには当然応分のコストがかかる。サービスとコストはトレードオフの関係にある。顧客に接近する流通サービスは新

たなコストアップの要素となる。

(5) 製造・流通の仕組みの効率化

加工食品の製造・流通業界では、原材料・エネルギー・流通サービスに係るコストが上昇することが見込まれるのに、総需要は縮小に向かう。コストを価格に転嫁するのは容易でない。

もちろん製品の高付加価値化を進めることは可能だし、そうした努力をするべきである。それが成功すれば、消費者もより高い単価を受け入れる。しかし、高付加価値化はすべての分野で望まれているわけではない。また高付加価値商品においても、価格の上昇はなるべく抑制すべきであろう。

従って、これまでの製造・流通の仕組みを見直して、その効率性を大幅に高めなければならない。これらが流通サプライチェーン全体の改革が必要な所以である。新しい時代の新しい仕

図表3 加工食品の返品率(金額ベース)

		加工食品				
		卸売業調査			小売業調査	
		2011年度	2010年度	2009年度	2011年度	2010年度
返品率	小売業→卸売業	0.38%	0.37%	0.41%	0.08%	0.11%
	卸売業→メーカー	0.97%	1.12%	1.88%	—	—
返品処理経費率 (返品処理経費÷メーカーへの返品額)		2.88%	2.42%	1.53%	—	—

出所：製配販連携協議会・返品削減WG(2013)

組みが求められている。

流通サプライチェーンの改革は、流通サプライチェーン全体の「在庫」と「輸配送」の効率化を図ることが基本的な目標となる。そしてそれら目標を達成するためには、サプライチェーンを構成するメンバーが「情報連携・情報共有」を図ることが重要な戦略となる。

そこで、以下では在庫、輸配送、情報連携の3つの視点から、加工食品流通サプライチェーンの現状の問題／課題を検討してみよう。

3. 在庫の効率化：返品・未出荷廃棄の削減

加工食品の流通サプライチェーンにおける在庫問題として注目すべきは、返品・未出荷廃棄の問題である。返品や未出荷廃棄は、過剰在庫が原因で発生する。ゆえに在庫問題の一つに位置付けられる。流通サプライチェーン全体として、返品・未出荷廃棄を極小化することが重要な課題である。

(1) 返品・未出荷廃棄の実態

はじめに返品・未出荷廃棄の実態を調査データから確認しておこう。加工食品は他の消費財に比べて高回転で在庫が動く。このため過剰在庫は発生しにくいと考えられるが、実はかなり

発生している。

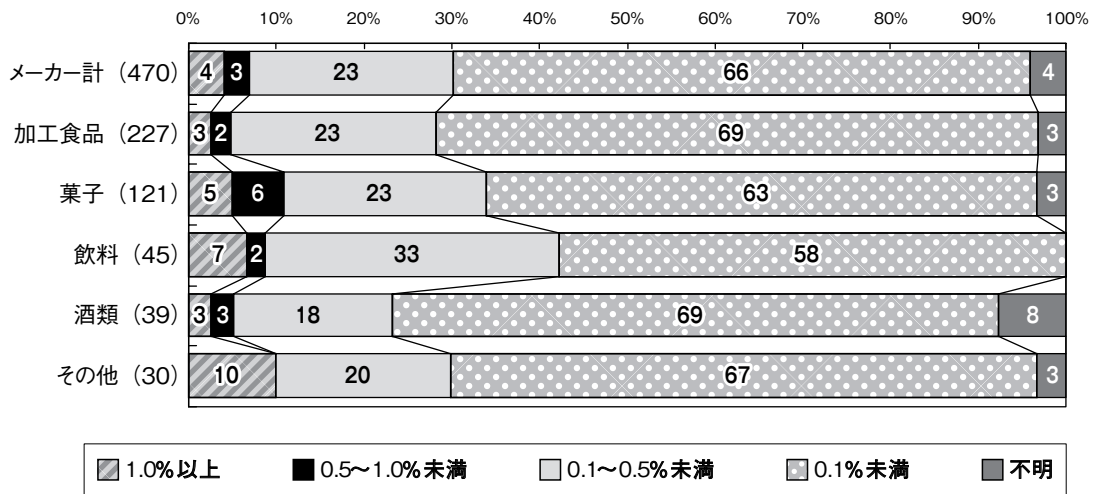
まず返品の実態について、製・配・販連携協議会の報告結果を見てみよう(図表3)。加工食品では卸売業からメーカーに取引額の約1%が返品されている。これは業界全体で990億円に相当するものと推計される。ここには大きな改善・効率化の機会があると評価していいだろう。

加工食品の返品はどのような理由によるものだろうか。調査結果を見ると、返品の直接的な理由は、納品期限切れ、定番カット(随時の商品改廃)が主なものとなっている。

納品期限切れとは、卸売業から小売店舗に納品する際に、予め決めた鮮度基準をオーバーしてしまうことを言う。加工食品では、いわゆる3分の1ルールとして、製造日から賞味期限日までの3分の1の期間までにメーカー・卸売業が小売店舗に商品を納品し、3分の1の期間を残して小売店舗が消費者に商品を販売する商慣行が存在する。3分の1ルールのもとでは、製造日から賞味期限日の3分の1を超えた商品は小売店舗に納品できずに、メーカーに返品されることとなる。

次に未出荷廃棄について見ておこう。農林水産省がサポートする食品ロス削減のための商慣習検討WTの実施した、製造業に対するアンケート調査結果を見ると、未出荷廃棄が0.1%以上ある企業は全体の30%、0.5%以上である企業は

図表4 食品製造業の未出荷廃棄率



出所：食品ロス削減のための商慣習検討WT(2013)

7%に達する(図表4)。業種別にみるとその割合は菓子と飲料でやや高くなっている。未出荷廃棄は返品ほど多くはないと見られるが、一定数以上存在する。また、製造業は様々な販売努力を行った上で、最終的に販売できなかったものを廃棄しているのであり、廃棄の原因となった過剰在庫はかなり発生していることが推測される。

(2) 在庫効率化の方向性

返品・未出荷廃棄を極小化し、流通サプライチェーン在庫の効率性を高めていくにはどうすべきだろうか。

返品・未出荷廃棄の原因は製・配・販各段階の過剰在庫・余剰在庫にある。このため、過剰在庫・余剰在庫を次のような観点から極小化することが重要だと思われる。

① サプライチェーン全体としての在庫最適化

第一にサプライチェーン全体として在庫を最適化できるように、製・配・販の各段階の在庫管理基準を調整することが重要である。

製・配・販各段階の在庫管理は、現状、直接の顧客の注文に応えるために行われている。小売店舗は消費者の注文に対応できるように、卸売業は小売店舗の注文に対応できるように、メーカーは卸売業の注文に対応できるように、それぞれの都合で管理基準を決めて在庫量を決定している。こうした方式を最終消費者の注文にのみ焦点を当てて、製・配・販各層の在庫数を最適化していくことが今後の方向となる。

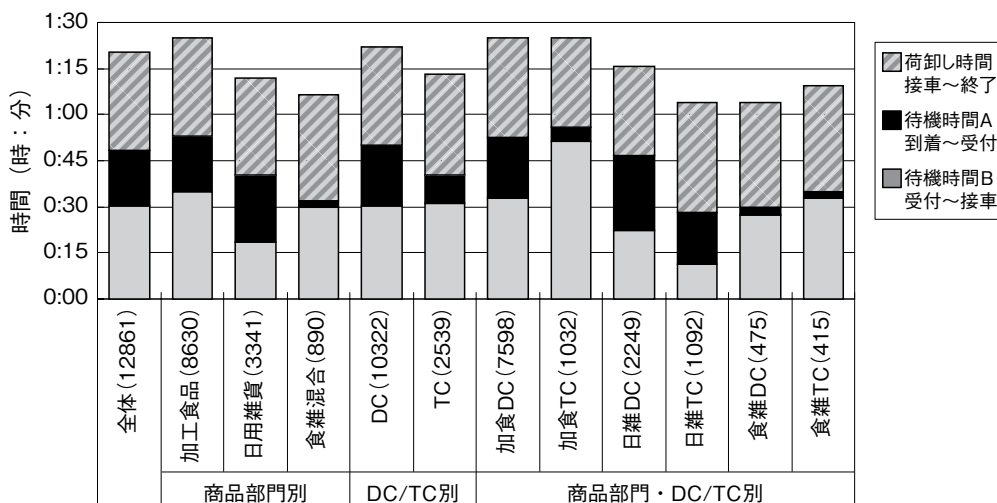
② 納品期限、欠品に係るサービス水準の見直し

第二に納品期限や欠品に係るサービス基準を見直し、緩和する視点も必要である。そもそもサービスと在庫はトレードオフの関係にある。必要性の低い過剰サービスを見直し、在庫を効率化することが有効である。

1) 納品期限の見直し

納品期限の緩和は、サービス基準を見直す方策の一つである。小売店舗に対する納品期限を緩和することで、メーカー・卸売業は余剰在庫が発生するリスクを軽減できる。

図表5 物流センタータイプ別の納品トラックの待機時間・荷卸し時間



出所：製配販連携協議会・配送最適化WG(2012)

納品期限を緩和しても小売店舗で在庫ロスがさほど発生しなければ、流通サプライチェーン全体として在庫の効率化が進む。

2) 終売商品の欠品許容

また欠品を一定程度許容することも在庫の効率化に寄与する。特に終売商品は、卸売段階で店舗からの発注に応えるよう在庫を持ち続けると、終売後に必ず余剰在庫が発生する。このため期日を決めて卸売段階の欠品を許容して、卸売在庫を売り切ることが有効である。

③ 不確実性の低減、予測精度の向上

注文に関する不確実性を低減し、予測精度を向上させることも重要である。加工食品は見込み生産を行い、見込み在庫をもって、商品を供給しているが、そうした見込みの精度を高めることが在庫の効率化につながる。

特に新商品や特売商品に関しては、卸売業が小売店舗からの発注を見込んで在庫を抱えるのではなく、小売店舗からの確定発注をもとに商品

を調達することで、過剰在庫を抑制し、効率化を進めることが有効である。

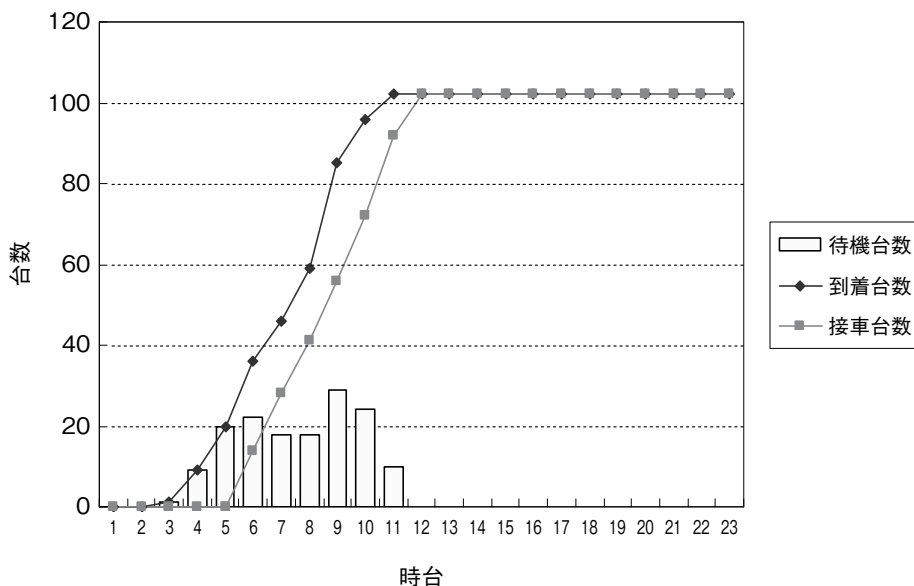
4. 輸配送の効率化：配送条件の適正化、待機時間の削減

加工食品の輸配送に関しては、配送頻度・ロット・リードタイムなどの配送条件や納品時の待機時間の問題に注目すべきである。輸配送の効率化は、トラックの積載効率と回転数・稼働率を向上させることで実現できる。しかし加工食品の流通サプライチェーンでは、多頻度・小口・短リードタイムの配送条件や待機時間の発生により、効率性が阻害されている側面がある。

(1) トラック待機時間の実態

ここでメーカー等が卸売業の物流センター(DC)や小売業の専用センターに納品する際に、トラックの待機時間がどのくらい生じているのかを見てみよう。

図表6 待機時間の長い物流センターにおける事例—時間帯別の到着台数・接車台数の累計



出所：図表5に同じ

製・配・販連携協議会の調査結果によると、加工食品の物流センターに納品するトラック8630台の平均値でみて、納品に係る総時間は1時間20分程度であり、その3分の2の50分程度は荷卸しを待つ待機時間に当てられている(図表6)。待機時間は基本的に付加価値を生まない時間であるから、大きなロスが生じていると考えなければならぬだろう。

待機時間が長い事例を見ると、納品が午前中に集中していること、納品開始前にトラックが到着し納品を待っていること、荷卸しの処理能力が不足していることなどが、トラック待機の発生理由であることがわかる(図表7)。

(2) 輸配送の効率化の方向性

輸配送の効率化に向けて、配送条件の適正化、待機時間の削減をどのようにすすめるべきだろうか。輸配送活動はこれまで小売店舗に対するサービス水準を高める方向へ進んできた。今後

はこうした一方的な流れを見直して、企業間でサービス水準を調整していくことが重要である。

① 配送頻度の削減とロットアップ

配送頻度・配送ロットに関しては、頻度を削減し、ロットを拡大する方向で見直しを図ることが有効である。

既に製・配・販の有力企業は、こうした動きに着手して、効率化を図っている。

店舗への配送に関しては、小売業A社が従来の毎日配送を見直し、週6日体制へと配送頻度を削減している。これによりセンター運営や店舗配送に係るコストが低減している。

卸売業への配送に関しては、メーカーB社が大型トラックでの配送にシフトして効率化を図っている。事前に卸売業と発注数量を調整することで、ロットアップを実現している。

② リードタイム条件の緩和

加工食品の発注から納品までのリードタイムは短縮される傾向にあり、店舗へは翌日配送も

しくは当日配送、物流センターへは翌日配送されるケースが一般化している。

しかしながら、トラックの積載効率や回転数を高めるには、時間あたりの配送数量を平準化できるように、リードタイムが調整されることが望ましい。事業者からのヒアリングによると、例えばリードタイムが24時間(翌日配送)から48時間(翌々日配送)に緩和されることで、トラックの配車効率は大きく改善するという。

今後、生産年齢人口が減少し、トラックドライバーが不足することも予想されている。こうした意味からもリードタイムなど輸配送に係る制約条件は緩和の可能性を検討するべきであろう。

③ 取引事業者間の事前調整

そして最も基本的なことであるが、納品に関して取引事業者間で十分な事前調整を行うことが重要である。受け手の要請に送り手がその都度対応する方法ではさらなる効率化は望めない。

納品時のトラック待機時間を減らすには、時間帯ごとの納品予定数量と荷卸し処理能力を事前に一致させることが必要である。受け手は作業計画を事前に組み立てて、送り手とスケジュールの調整をしなければならない。

問題は待機時間に係るコストは送り手側に発生し、受け手側には発生しないことである。このため受け手側に待機時間を削減する直接的なインセンティブが働きにくい。そのため、受け手・送り手が互いの状況や課題認識を共有することが重要になるのである。

5. 効果的な情報連携：実績情報と計画情報の共有・連携

在庫や輸配送といった物流・ロジスティクスの改善には、取引事業者間の情報共有・情報連

携がキーとなる。サプライチェーン・マネジメントの基本は、サプライチェーンを構成する取引事業者が、最終需要の変化に対して、商品供給活動を同期化させることにある。そのため、取引事業者は正確かつ迅速に必要な情報を共有して、効果的に意思決定することが重要となる。

取引事業者が共有・連携する情報の種類は、実績情報と計画情報の2つがある。実績情報とは、仕入・販売・在庫に関わる過去の実績データである。例えば、小売業のPOSデータなどは実績情報に含まれる。一方、計画情報とは販売計画・発注予定など将来の予定情報である。

(1) 情報共有・情報連携の実態

加工食品の製・配・販事業者は、現状、実績情報・計画情報をどの程度共有しているのだろうか。製・配・販連携協議会における大手企業に対する調査結果と議論をベースに、主な情報ごとに実態を確認しておこう。

① (実績情報)小売業POSデータ

小売業POSデータは、取引先のメーカー・卸売業に幅広く開示されるようになってきている。データの内容は、おおむね単品別・日別・店舗別の販売実績データであり、過去52週間分を開示するものが多い。

しかしながら、POSデータ開示の仕組みは、Webベースの小売業ごとの個別開示システムである。このためメーカー・卸売業は複数の小売業のPOSデータを統合的に分析できずにいる。メーカーによっては、入手するPOSデータが取引金額の相当割合を占めるものもあるが、それを集約的に利用できていない。

メーカー・卸売業が小売業POSデータを入手・分析する目的は、個別得意先のマーチャンダイジング・プロモーションを改善するためであり、SCM・物流改善に活用しているところ

はあまりない。

② (実績情報)小売業在庫データ

小売業の在庫データは、一部の先進小売業は取引先への開示を行っているが、多くは開示されていないのが実態である。

今日多くの小売業が自動発注システムを導入しているが、自動発注の基礎である単品別の在庫データはまだ開示するところに至っていない。

③ (実績情報)卸売業販売データ

卸売業の小売業に対する販売データは、取引先のメーカーに広く開示されている。大手メーカーでは卸売業の販売データの補足率が7割を超えるところが多い。

卸売業の販売データは小売業のPOSデータと違って、業界VANの共通インフラを利用してデータ開示・収集がなされている。その結果、複数の卸売業のデータを統合・集計して利用することが容易である。メーカー各社は卸売業の販売データを売上進捗管理等に活用している。

④ (実績情報)卸売業在庫データ

卸売業の在庫データは、加工食品業界ではあまり開示・活用されていない。一方、日用品業界では開示が一定程度進んでいる。

このような違いがなぜ生じているかは、直接的には、加工食品・日用品の業界VANサービスの違いによるものである。だが、それはそれぞれのサービス内容は業界ニーズの違いを反映していると見るができるだろう。おそらく日用品は加工食品よりも在庫回転が低いことから、卸売業の在庫データは把握する必要が高かったものと思われる。

⑤ (計画情報)新商品・販促商品の発注予定情報

小売業が新商品や販促商品の発注情報を取引先にどのように開示しているのか確認すると、

発注予定情報は3週間以上前、確定発注情報は1週間以上前に通知するところが多い。

しかし発注情報を伝達するタイミングは企業ごとに異なっており、伝達のタイミングが遅いところも一定数存在する。

⑥ (計画情報)商品カット情報

小売業の商品カット情報については、おおむね4週間以上前に取引先に通知するところが多い。しかし、このタイミングも小売業ごとに異なっており、通知期間がより短いところも存在している。

(2)情報共有・情報連携の方向性

取引事業者間の情報共有・情報連携の目指すべき方向は、サプライチェーンにおけるモノの流れを可視化することと、商品供給上の意思決定に効果的なタイミングで必要情報を共有することである。前者が実績情報の連携・共有に、後者が計画情報の連携・共有に対応する。

① 流通サプライチェーンにおける販売・在庫実績の可視化

流通サプライチェーンにおいて流通在庫と輸配送の効率化・最適化を実現するには、モノの流れを可視化することが必要である。特に最終消費者への販売動向と流通在庫の状態を把握することが重要である。

加工食品メーカーの場合、最終消費者への販売動向を小売業POSデータで把握し、製・配・販の流通在庫の状態を、各層の入出荷・在庫データから把握することが目標／方向となる。課題は複数小売業のPOSデータをどのように統合・集約するか、である。課題解決に向けて、データ統合・集約するシステム基盤の整備、EDIによる送受など、具体的な検討が期待される。

② 商品供給上の意思決定に使える計画情報の通知・共有

加工食品は見込生産、見込仕入により在庫を形成して商品供給を行う。このため、流通サプライチェーンを効率化するには、製・配・販が適切なタイミングで互いの計画を連動させ、生産・在庫と配送の意思決定を効果的に行うことが重要である。

特に取引事業者が計画情報を共有して、意思決定の確度を高める必要があるのは、需要が大きく変動する商品・時期である。需要が定常的に推移する定番商品は、製・配・販が各段階のモノの動きだけを見て意思決定しても大きな問題は生じない。一方、新商品の導入時期、販売促進の実施時期、商品の終売時期・商品カット時期などは、需要が大きく変動する。こうした時期において、発注予定等の計画情報を効果的なタイミングで共有することが必要となる。

6. 加工食品メーカーにおける対応課題

流通在庫、輸配送、情報連携という観点から流通サプライチェーンの現状と方向性を検討してきたが、それらを総括しつつ、加工食品メーカーの立場から個社としてどのような対応を講ずるべきかをまとめてみたい。

加工食品メーカーのやるべきことは、おおむね次の4項目に整理できる。

- 流通サプライチェーンの現状分析
- 将来ビジョンと目標の明確化
- 改革に向けた体制整備
- 行動計画の立案と実施

以下それぞれの内容について要点を述べてみたい。

(1) 流通サプライチェーンの現状分析

加工食品メーカーは自社の流通サプライチェ

ーン、すなわち、工場から消費者に至るまでの過程において、どのような問題があるのか、その問題は今度どのくらい重要になるのかを、分析・評価することが必要である。

現状分析は商品供給のプロセス(活動)の観点と、コストの観点から行う。すなわち、商品供給プロセスにどのようなムダ・ムラ・ムリが生じているのか、そしてそこにどの程度コストが係っているのかを見る。

そして商品供給のプロセス／コストは、少なくとも次の3つの領域について検討すべきである。

① 物流ネットワーク(拠点)の効率性

- 生産拠点から消費者までどのような物流ネットワーク(拠点網)で商品供給がなされているか
- 拠点配置・物流経路はそれぞれ必要かつ効率的であるか、等

② 在庫の効率性

- 工場から消費者に至るまでどこに何日分の在庫があるか
- 過剰在庫・余剰在庫、返品や未出荷廃棄はどのくらい生じているか、等

③ 輸配送の効率性

- 拠点間の輸配送はどのような頻度・ロット・リードタイムで行われているか
- 輸配送の積載効率や回転数は十分に高く、コストは効率的か、等

(2) 将来ビジョンと目標の明確化

次に流通サプライチェーンの中期的な将来ビジョンと目標を明確にすることが必要である。

流通サプライチェーンの将来ビジョンを描くには、第一に加工食品の小売構造・卸売構造がどのように変化するのを見通すことが必要であり、第二に自社の流通チャネル政策としてどのような流通事業者と取引を拡大したいのか(縮小したいのか)、方針を決めなければならない

い。従ってこの段階では経営戦略・営業戦略とも関係する方針決定が求められる。

流通サプライチェーン改革の目標とは、KPIを決めることに他ならない。KPIは基本的に収益性に関わる業績指標となるだろう。これからの経営環境変化を考えれば、売上高利益率と資産効率を大幅に改善することが目標となるはずである。

(3) 改革に向けた体制整備

流通サプライチェーンの改革を計画・実行するには、トップマネジメントを巻き込んだ推進体制を整備する必要がある。

流通サプライチェーンの改革は、物流部門だけでなく、営業部門も関係する。需給調整を生産部門で行う場合はその担当部署も関係する。また在庫削減・設備効率化のニーズは財務部門から出てくるかもしれない。このため、機能組織横断的な取り組み体制の整備が必要となる。そうした部門間の調整をし、総合的な意思決定を行えるのは、トップマネジメント以外にはない。

また、流通サプライチェーンの改革は、トップマネジメントの問題意識と本気度によって成否が決まるといっても過言ではない。例えば、返品を受ける、受けないといった方針を決めるにしても、得意先等に影響が及ぶことから高度な意思決定が必要とされる。そこには企業としての経営ビジョン、経営方針が反映されることとなる。

(4) 行動計画の立案と実施

現状分析、目標設定、体制整備が完了したのち、いよいよ具体的な行動計画を立案し実行することとなる。

改革の打ち手として考えなければならないのは、物流ネットワーク、流通在庫、輸配送の3

つの領域である。これは現状分析と同様の視点である。

打ち手の内容は将来ビジョンと目標・KPIを反映して計画される。収益性の大幅な改善を目指すのなら、物流ネットワークの統廃合、在庫の集約化、輸配送における積載効率・回転率の向上を実現するような方策が検討されるべきだろう。例えば、物流ネットワークに関しては、大手の加工食品メーカーは地域ブロックごとに物流拠点を有しているが、今後、卸売業の物流拠点が整備していることを勧告するならば、より一段の集約化が可能であり、検討するべきだと思われる。

また、ロジスティクス面を中心とする打ち手に加えて、卸売業・小売業との情報連携や、それを実現する情報システムについても検討する必要がある。そこでは先に述べたように、流通サプライチェーンにおけるモノの流れをどのように可視化するのか、計画情報をどのように効果的に共有するのかといったことが重要なポイントとなる。

（公益財団法人流通経済研究所）
専務理事
中央大学ビジネススクール
客員教授

（参考文献）

加藤弘貴(2011)「国内消費縮小時代の流通サプライチェーン変革の方向」『流通情報』

製配販連携協議会(2013) 返品削減WG報告書

食品ロス削減のための商慣習検討WT(2013)中間とりまとめ

食品ロス削減のための商慣習検討WT(2013)加工食品の返品・廃棄に関する調査報告書

製配販連携協議会(2012) 配送最適化WG報告書

チエコ

★国内産小麦が主体で、輸入小麦は少量

2004年にEUに加盟した人口約1千万の農業中心の国である。国土の1/3以上が森林で、農地も半分くらいが農業にあまり適しておらず、減少傾向にある。耕地面積の45%は会社所有、27%は協同組合、27%は3万戸以上の小規模農家の所有である。単収が最も高い冬小麦の作付面積が多く、次いで夏大麦、冬菜種の順で、小麦と大麦の比率はほぼ2:1で推移している。主な小麦産地はボヘミア北西部とモラヴィア南部である。

小麦生産量は350～500万トンで、うちデュラム小麦は約20万トンである。2011/12年度には168.8万トンの小麦を主として他のEU諸国に輸出した。小麦の輸入は少量である。国外から持ち込まれた品種の作付割合が増加しており、小麦では生産量の半分以上がドイツやオーストリアからの品種になって、作付面積の減少にもかかわらず、これらの高収量品種が生産量維持に貢献している。

ほとんどが準硬質的な小麦で、蛋白質含量は水分12.0%ベースで平均11～12%の年が多く、フォーリングナンバーが低めのものがある。蛋白質が少なめの小麦を菓子用粉に使う。パン用への品質向上を目標に、容積重76.0kg/hl以上、蛋白質(乾物量ベース)11.5%以上、沈降価30ml以上、フォーリングナンバー220秒以上という品質基準を設け、毎年、項目別に達成率を公表しているが、基準が比較的甘いので達成率は高い。

★小麦粉消費量は政治体制の変化で減少

共産体制下では補助金でパン価格を安くしていたので、変質したイーストが使われるなど品質は劣悪だったが消費は旺盛で、西欧諸国に比べて小麦粉消費量がかなり多かった。新体制になってからは、パンの品質が向上したにもかかわらず1人当たりのパン消費量は減少したが、それでも1年1人当たりの平均小麦粉消費量は約90キログラムと多い。

小麦粉の灰分は高い。その47%が工業規模のベーカリー、15%が大手製パン会社、10%が手作りベーカリーに出荷され、菓子用が8%、家庭用が9%である。業務用小麦粉の約80%は実需に直接販売される。家庭でパンや菓子をつくる機会が多い。

★製粉工場の集約化が進んだが、中規模の工場が多い

製粉工場数は少しずつ減少しており、2011年には46工場が128.5万トンの普通小麦と約15万トンのデュラム小麦を挽砕した。挽砕した普通小麦の97%は国内産で、品質調整用に少量輸入した。普通小麦の粉の生産量は2010年まで約90万トンで推移していたが、2011年には110万トンに急増し(理由は不明)、輸入が5.1万トン、輸出が6,400トンだった。工業製粉連合には32の製粉会社を含む37社が加盟しており、国内で消費される小麦粉の約70%を製造している。

製粉最大手はUnimills社で、4工場(そのうち最も大きい工場の1日の挽砕能力は300トン)を持ち、市場シェアは25%である。2位はシェア

15～20%のPenam社だが、2006年に共産体制崩壊後に出来た2つの巨大企業の1つであるAgrofert社(食品と農業関係の会社を230持つ)の傘下に入った。シェアが5%以上の会社はもう1社だけである。中規模の製粉工場が多く、その多くは19世紀の創業で、歴史的な建物で操業している。

1990年代初めの民営化の中で製粉工場の多くが共産時代以前の所有者の手に戻った。1990年代の移行期に多くの小さい製粉所が出来たが、その多くは姿を消して、整理統合が進んだ。経営者は徐々に省人化することによって生産性を高めようとしている。安い国内産小麦が豊富にあり、賃金も安いので、ヨーロッパの標準より生産コストは安い。そのため、輸入品に脅かされる心配はない。

★パン業界は価格競争が激しく、大型合併で業界構造が大きく変化

2011年のパンの売上高は2%伸びたが、消費者が伝統的なライ麦・小麦混合パンを食べる量が減っていることもあって、消費量は減り気味である。スライスした包装パンが伸びているが、企業間の価格競争が激しい。そういう中で、2012年に、最大手のUnited Bakeries社が2位のPenam社(Agrofertグループの一部門)に買収された。この1、2位の合併によって3位のMichelshe Pekarny社の10倍くらいの規模になり、25工場で、市場シェアは約1/3になる。チェコの規制当局UOKSはPenam社が4つのパン工場を売却してシェアを30%以下にするという条件で、認可した。旧United Bakeries社はルクセンブルグに本社があるEuropean United Bakeries社の1部門で、2006年にトップ企業のOdkolek社とDelta Pekarny社の合併で設立された会社であり、Penam社の2倍の市場シェアを持ち、国内に13工場とスロバキアにも工場を持っていた。

トップブランドのDeltaをはじめ、Odkolek、Cereaのブランドでチェコ市場を支配していたが、厳しい価格引き下げ競争で経営状態が悪化し、2011年度には600万ユーロの損失を計上した。買収によって、Penam社は自社の製粉工場をほぼフル稼働でき、ボヘミア地区とスロバキアでの販売地盤を強化できるという。

小麦・ライ麦混合パンがパンの約半分を占め、次いで小麦のパンやロールが多く、ライ麦パンは3番目である。20種類以上のパンが作られており、「choice」パンと「common」パンが小麦・ライ麦混合パンの2つの主要なタイプである。choiceパンは中間等級の小麦粉とライ麦粉70：30で、中種法で作る。長円形で、直焼きまたは型詰めで焼成する。commonパンは褐色パンとも言われ、低等級のライ麦粉と小麦粉でつくる。ライ麦粉の比率が60～80%なので、サワー発酵を行う。白パンとして知られる小麦粉パンは大きさと形がさまざまな製品が中種法でつくられ、小麦全粒粉パンも売られている。白いライ麦粉50%、ライ麦全粒粉32%、中間等級の小麦粉18%でつくる特殊なサワータイプのパンもある。約半分の家庭で毎日パンを食べており、都会の教育レベルが高い消費者は健康志向製品に多く支出する傾向がある。

パスタもいろいろなタイプがある。以前は、硬質小麦のファリナからの製品が多かったが、デュラム小麦が生産されるようになって、デュラム・セモリナからのものが増えた。

蛋白質の量が少なめの小麦の粉からは多種類の菓子がつくられる。クッキーは化学膨剤を用い、高油脂、高糖の配合でつくる。塩味のクラッカーとクリームクラッカーがあり、それぞれにイースト発酵と化学膨剤で膨らませたものがある。Pernikyはハニーケーキであり、フォームケーキも市販されている。

(一般財団法人製粉振興会参与、農学博士 長尾精一)



世界 (1) 2013/14年度の小麦は生産が前年度比3,770万トン増の6.93億トン、消費も1,390万

トン増の6.87億トン。生産量増の国が多いが、アメリカ、中国、インドは微減。

国際穀物理事会(IGC) 予測の2013/14年度の世界と主要輸出国の小麦需給を[表1]に、国別小麦生産量を[表2]に示した。世界では、生産が前年度比3,770万トン増の6.93億トン、消費が1,390万トン増の6.87億トン(食用は540万トン増の4.71億トン)、期末在庫が530万トン増の1.80億トン、貿易が10万トン減の1.41億トンである。期末在庫は、主要8輸出国が310万トン増の5,280万トン、中国も280万トン増の5,730万トンだが、インドは210万トン減の2,250万トンである。生産量は、中国が260万トン減の1.18億トン、インドが240万トン減の9,250万トン、アメリカが430万トン減の5,750万トンだが、アルゼンチンは350万トン増の1,200万トン、オーストラリアは290万トン増の2,500万トン、カナダは330万トン増の3,050万トン、EUは1,170万トン増の1.433億トン、カザフスタンは420万トン増の1,400万トン、ロシアは1,330万トン増の5,100万トン、ウクライナは620万トン増の2,200万トンである。トルコは1,800万トン、パキスタンは2,420万トンで、共に微増である。

(IGC-GMR・437/13)

(2) 2013/14年度の小麦粉貿易量は前年度比79万トン増の1,281万トン。

IGC予測の2013/14年度小麦粉貿易量を[表3]に示した。カザフスタンは小麦生産量増に伴い小麦粉輸出量が300万トンに増えるが、インドネシアの輸入量が少ないこともあり、全体としては1,281万トンで2年連続の低レベルに留まる。アフガニスタンの輸入は17万トン増の130万トンと予測され、小麦の作柄が悪い隣国のパキスタンからの輸入を減らして、カザフスタンなどの伝統的な輸入先に戻る。ウズベキスタンはCIS諸国やトルコから22万トン増の150万トン輸入する。インドネシアは2012年12月から200日の期限付きで輸入関税を5%から20%に引き上げていたが、2年間に延長すると見られるので、30万トンの輸入に留まり、輸入小麦で挽く国内産小麦粉中心になる。国内産小麦の品質が悪いブラジルはアルゼンチンからの輸入量を増やし、95万トン輸入する。イラクは前年度に近い120万トン輸入する。トルコはインドネシアの輸入量減とカザフスタンとの激しい販売競争によって輸出量が250万トンに減る。小麦生産が好調だったアルゼンチンからの輸出は120万トンに、EUからも110万トンに増える。

(IGC-GMR・436/13)

(3) 2013/14年度のパイオ燃料用穀物消費量は1.49億トン、小麦は610万トン。

[表4]は工業用穀物消費量、[表5]はバイオ燃料用穀物消費量である。2013/14年度の工業用消費量は前年度比1,720万トン(5.7%)増の3.202億トンで、最大用途のバイオ燃料用が前年度比5.8%、前々年度比0.8%増の1.491億トンと予測される。アメリカのバイオ燃料用穀物使用量は前年度比5.7%増の1.271億トンだが、前々年度までのレベルには回復しない。EUのバイ

オ燃料用穀物消費量は11.1%増の1,030万トンで、年々増加傾向である。中国のバイオ燃料用穀物消費量は変化がない。でんぷん用は780万トン増の1.19億トン、醸造用は微増である。小麦のバイオ燃料用消費は微増の610万トンである。

(IGC-GMR・436/13)

(4) 小麦の食用消費量は中国とインドで少し減少し、サハラ以南アフリカで増加。

2011/12年度の地域、主要国別の小麦用途別消費量を[表6]に示した。前年度に比べ、食用消費は中国が100万トン、インドが60万トン、アフガニスタンが130万トン、バングラデシュが60万トン減少したが、サハラ以南のアフリカ諸国で消費量が増えた。工業用は世界全体で30万トン減少したが、半分以上を占めるEUが40万トン減の980万トン、中国は前年度と同じ310万トンを消費した。飼料用消費量が大幅に増えたので、世界の総消費量は3,520万トン増の6.924億トンだった。

(IGC-World Grain Statistics 2012)



アメリカ (1) パン市場の伸びが鈍化。新製品が起爆剤になるか。

Hostess Brands社の倒産などがあり、今後数年間はパン市場の伸びがあまり期待できない。消費者が価格に敏感になり、炭水化物とナトリウム摂取量に関心があることもその原因で、食べるパン類の量と種類に注意するようになった。市場調査会社のMintel社(本社はシカゴ)によると、パン市場は成熟し、飽和状態にあるという。2013~2017年の小売売上高の伸びは年率0.8~2.7%と予想され、主に新製品と値上げによって達成される。市場調査会社のIRI社(本社はシカゴ)によると、2013年5月19日までの1年間のフレッシュパン(スライスパン

が多い)の売上高は前年同期比約1.1%減の86.8億ドルである。ハンバーガーとホットドッグパンズは0.27%減の18.7億ドル、ベーグルは0.33%減の8.209億ドル、その他のロール、パンズ、クロワッサンなどは0.48%減の17.1億ドルで、イングリッシュマフィンだけが1.85%増の6.799億ドルである。2012年11月に閉鎖したホステス社の2012年末までの1年間を前年と比較すると52%減の3.539億ドル、業界1位のBimbo Bakeries USAの包装パンの売上高は1.0%減の24.9億ドルだが、プライベートラベルは0.7%減に留まり、20.4億ドルである。Mintel社によると、パンは最も一般的な食べものであり、繊維が多くカロリーやナトリウムが低めにして適正価格で販売される全粒粉パンなどの新製品が市場のけん引役になる可能性があるという。

(EB・129/13)

(2) 2013年8月の小麦生産者手取り価格は前月比2セント、前年同月比1.13ドル安。

合衆国農務省発表の8月の全小麦平均生産者手取り価格は6.91ドル/ブッシェルで、前月比2セント、前年同月比1.13ドル安である。冬小麦は6.78ドル、デュラム小麦は8.07ドル、デュラム小麦を除く春小麦は7.00ドル。

(World-Grain.com・Sept. 5/13)

(3) ビンボ製パンがペンシルベニア州の工場を閉鎖し、同州の別の場所に新工場建設。

Bimbo Bakeriesはペンシルベニア州Eastonの製パン工場の閉鎖を発表した。設備が古く、立地が良くないためという。代わりに、同州Macungie Townshipの近くに30エーカーの土地を買い、7,500万ドルで新工場を建設する。2014年前半に稼働予定。

(MBN・92-13/13)

(4) 丸紅株がGavilon社の買収を完了。

丸紅株は7月5日、Gavilon社の買収が完了したと発表した。買収金額は27億ドル(本誌2012年7月号に関連記事)。

(WG・31-8/13)

(5) カーギル社の2013年度は大幅増益。

Cargill社の2013年度(5月31日締め)の純益は23.1億ドルで、前年度の11.7億ドルのほぼ倍だった。収入は1,367億ドルで、前年度比2%増である。ほぼ全部門が収益増に貢献し、2/3以上の部門が前年度の結果を上回った。

(MBN・92-13/13)

(6) ポスト持株会社がダコタ・グローワーズ・パスタ社を買収。

Post持株会社はDakota Growers Pasta社をViterra社から3.7億ドルで買収すると発表した。ダコタ・グローワーズ・パスタ社は2010年からビテラ社の傘下であり、ノースダコタ州Carringtonにデュラム製粉工場とパスタ製造設備を持ち、ミネソタ州New Hopeにも工場がある。ポスト持株会社は次々に食品会社の買収を進めている。

(World-Grain.com・Sept. 17/13)

(7) 非遺伝子組換え食品の売上高は約25%。

Packaged Facts社が全米の18歳以上の2,000人に行った調査によると、非遺伝子組換えと表示された食品・飲料の2013年の売上高は約1,780億ドル(全食品・飲料の約25%)で、2017年までには約2,640億ドル(同、約30%)になると予測している。

(World-Grain.com・Sept. 19/13)



イギリス 製パンの省エネは焼成時間の短縮で達成可能。

Campden BRIは製パンでの省エネを焼成時間の短縮で達成する方法を研究した。配合での水の量を減らし、ミキシング中の生地温度を高めにした。ミキシングを20%に相当する6分短縮しても、デンプンは糊化し、食感と構造特性は問題なかったが、外皮の色と力を通常のパンと同じにするにはオープン温度を240℃から250℃に上げる必要があった。

(EB・129/13)



オーストラリア 小麦育種をスピードアップ。

クインズランド大学は昼夜を問わず光を当てて植物を生育させる小麦育種戦略を確立した。このアイデアはNASAの方法にヒントを得ており、1年間に8世代進めることができるので、10年以上かかっていた育種期間を2.5年に短縮できる。登熟が早く高収量だが、耐病性などの欠点があって農家が栽培しなくなった品種H45に遺伝的に90~95%似た84系統について、黄さび病や収穫前発芽への耐性を持たせることを当面の目標にし、4年以内に新品種を作るという。学内の各分野の専門家の他に、ビクトリア州Ballaratにある生産者所有の種子会社GrainSearch社も参画する。

(World-Grain.com・Sept. 16/13)



ケニヤ 国際協力で黒さび病耐性小麦品種がデビュー。

国際原子力機関(IAEA)と国連食糧農業機関(FAO)の協力によって、ケニヤ大学から黒さび病耐性小麦2品種がデビューした。黒さび病は30年以上も抑えられてきたが、1999年にウガンダで病気が再発し、隣国のケニ

ヤに飛び火して、その後、風に乗ってイラン、イエメン、南アフリカへ広まり、インドにも到達した。そのかびの菌株は再発した土地と年からUg99と命名された。黒かび病に罹ると収量の70~100%が失われるため、耐病性品種の作出が急務だった。両機関の協力で、種子又は植物組織を放射線照射することによって、通常の方法での突然変異を加速でき、それらから選抜して2つの新品種の開発にこぎつけた。次の播種に向けて約6トンの種子が用意されている。

(World-Grain.com・Sept. 9/13)



ジンバブエ 製粉産業は輸入小麦に依存し、設備過剰と輸入小麦粉問題をかかえる。

人口1,318万人のこの国での主食はトウモロコシである。かつては農業国だったが、経済問題、土地改革計画の失敗、旱魃が重なって、穀物輸入国に転じた。小麦は2001年には30万トン以上生産されたが、年々減少し2012-13年度は2万トンになった。小麦消費量は年に27万トンであり、国内産小麦はコスト高なので、ほとんどを輸入に依存するようになった。1か月の製粉能力は6.5万トンで必要能力(2.5万トン)の2.6倍なので、ほとんどの小麦粉を国内で製粉し、輸入は少ないが、通貨が強いので輸入業者はチャンスをおねらっている。輸入関税の見直しの動きとも絡んで、製粉業界にとっては大問題である。小麦粉の主用途はパンで、都市部では重要な主食である。

(WG・31-8/13)



中国 製粉業界の変革が急ピッチで進むが、問題も山積。

河南大学の穀物科学技術科のWang教授提供の情報などを要約する。小麦の年間生産量1.10~1.16億トンのうち、製粉用は

8,000~9,000万トンで、小麦粉消費量は6,000~7,000トンなので、1人1年当たりの平均小麦粉消費量は40~50キログラムと推定される。全製粉能力は年に約2.0~2.2億トンである。製粉工場数は4,000~6,000で、そのうち2,000~3,000工場は1日の能力が50~200トン、800~1,200工場は200~400トン、500~800工場は400~1,000トン、40~60工場が1,000トン以上である。最大の製粉会社はWudeli製粉グループで、1日の全挽砕能力は26,000トンであり、2015年までに40,000トンにする計画だという。2004年に政府から「国の農産物加工指導的企業」に認定され、全国で工場建設が歓迎され、地方政府から各種の優遇措置を受けている。第2位は国有のCOFCOで1日の挽砕能力は14,000トン、第3位はシンガポールに本拠があるWilmar社の一部門のYihai Kerry社で、12,000トンである。同社は20年以上も中国で油糧種子加工を行っており、1992年に深圳に製粉工場を建設して製粉業に参入した。上位3社の市場シェアは14~16%である。産業全体の平均稼働率は約50%で、製粉工場の12%が国有の他は、民間企業である。原料のほとんどは国内産小麦だが、カナダ、アメリカ、オーストラリア、フランスから少量輸入し、高品質の特殊粉を製造している。小麦の買付けは農家、民間の穀物商、及び政府の穀物在庫からの3通りある。産業は急激に変化し、個々のラインと工場全体の能力を拡張する一方で、新技術や設備を導入した新工場建設も盛んである。高度の自動化は環境にやさしく、省エネに貢献し、食品安全と衛生の改善をもたらしている。バラ輸送も増え、品質が良くて安定した多種類の小麦粉の製造が可能になっている。一方では、小規模で遅れた工場の廃業が進み、設備過剰による競争の激化と原料中のきょう雑物と異物の多さが製粉企業の問題である。国内

産小麦の品質と安定性は輸入小麦に比べて劣り、製品品質を維持し、安全性を保証するシステムが完全でなく、加工技術と革新能力が弱い。消費者の白くて明るい色の粉を求める傾向が強いが、過酸化ベンゾイルと過酸化カルシウムによる漂白は呼吸器に有害で免疫感作を起こすということで使用が禁止されており、製粉会社は対応に苦慮している。産業の急速な成長と国全体の経済成長による労働力不足も大きな問題である。2013-14年度の小麦粉輸出は前年度と同じ80万トンの見込みで、粉と粉加工品は主に北朝鮮、韓国及び香港に輸出される。小麦の輸出は国有のCOFCOのみが行える。

(WG・31-8/13)



ドイツ パンの消費量は多く、安定。ミッシュブロートが多く食べられている。

ドイツ人の1年平均のパン類消費量は約85キログラムで、EUでは多い方である。1970/71年度には69キログラムだったが、その後増えて、2000年以降ほとんど変化がない。1日に換算すると230グラムである。パンの種類別消費量は、ミッシュブロート(小麦・ライ麦混合パン)が31.8%、トーストパンが21.6%、全粒粉や種子入りパンが14.8%、小麦パンが5.4%である。小形パンの分野では、伝統的な白小麦プレーチェンが51.4%、多穀物プレーチェンが16.5%、ソーダビスケットが10.0%、ライ麦プレーチェンが6.0%、クロワッサンが3.8%である。

(MM・150-17/13)



フランス 1人当たり小麦粉消費量が減り、小規模製粉工場も減少。

小麦粉の食用消費量の推移を[表7]に示した。人口増があるので総消費量は

横這の400万トン弱を維持しているが、1人当たり消費量は年々減少して2011年には61.1キログラムになった。規模別製粉工場数と挽砕能力は[表8]のようで、年間挽砕能力1万トン以下の小規模工場が5工場減少し、5万トン以上の工場の挽砕能力が増えて全体の50.7%になった。

(annuaire de la Meunerie Francaise 2013)



ポルトガル 最大手製粉会社のCerealis社が製粉工場を統合、近代化。

Cerealis社は最大の製粉会社で、リスボン、Porto、Adémiaの3都市に製粉工場がある。2007年に小麦粉とセモリナの製造設備の近代化と統合を会社として決定し、デュラム小麦製粉ラインをPortoの pasta 工場に統合し、普通小麦製粉工場をリスボン郊外のBeatoに統合することにした。まず、2009年に1日の能力が370トンのデュラム小麦製粉ラインのPortoでの建設が始まり、その後まもなく、Beatoで1日の能力が720トンの普通小麦製粉工場の建設に着手した。2011年6月に運転を開始し、翌月竣工式を行った。建設は全てビューラー社が行い、同社の最新設備と技術が導入されている。

(MM・150-13/13)



モロッコ 小麦の輸入関税を大幅引き上げ。

政府は8月8日付けで、普通小麦の輸入関税を28%引き上げ、45%にすると発表した。十分な供給量がある国内小麦価格の保護が目的である。

(IGC-GMR・436/13)

[表1] 世界及び主要小麦輸出国の小麦需給

(百万トン)

	期初 在庫	生産	輸入 b)	供給計	消費				輸出 b)	期末 在庫
					食用	工業用	飼料用	計 a)		
アルゼンチン(12月/11月)										
2011/12	3.7	14.5	0.0	18.2	3.6	0.1	0.3	4.4	12.9	0.9
2012/13 推定	0.9	8.5	0.0	9.4	3.5	0.1	0.4	4.4	4.0	1.0
2013/14 予測	1.0	11.0	0.0	12.0	3.7	0.1	0.3	4.5	6.5	1.0
オーストラリア(10月/9月)										
2011/12	9.1	29.9	0.0	39.1	2.0	0.5	3.1	6.3	24.7	8.1
2012/13 推定	8.1	22.1	0.0	30.2	2.0	0.5	2.6	5.8	20.0	4.4
2013/14 予測	4.4	25.0	0.0	29.4	2.0	0.5	2.6	5.8	19.5	4.1
カナダ(8月/7月)										
2011/12	7.5	25.3	0.1	32.8	2.9	0.8	4.6	9.4	17.5	5.9
2012/13 推定	5.9	27.2	0.3	33.4	2.8	0.9	4.2	8.9	19.5	5.1
2013/14 予測	5.1	30.5	0.1	35.6	2.9	0.9	4.5	9.3	19.7	6.6
EU(7月/6月)										
2011/12	10.7	137.4	7.2	155.3	54.2	9.8	55.4	126.3	17.4	11.5
2012/13 推定	11.5	131.6	5.4	148.5	53.8	9.4	46.6	115.7	23.5	9.3
2013/14 予測	9.6	143.3	4.6	157.5	55.0	10.2	48.5	119.8	24.8	12.9
カザフスタン(7月/6月)										
2011/12	1.5	22.7	0.0	24.3	2.3	0.0	2.5	7.3	11.1	6.0
2012/13 推定	6.0	9.8	0.0	15.8	2.3	0.0	1.5	6.2	6.9	2.7
2013/14 予測	2.7	14.0	0.0	16.7	2.3	0.0	2.2	7.1	7.0	2.7
ロシア(7月/6月)										
2011/12	14.0	56.2	0.4	70.6	16.5	0.2	15.4	38.0	21.6	11.0
2012/13 推定	11.0	37.7	1.1	49.8	16.0	0.2	11.7	33.4	11.2	5.2
2013/14 予測	5.2	51.0	0.1	56.3	16.5	0.2	12.9	35.2	14.1	7.0
ウクライナ(7月/6月)										
2011/12	3.5	22.3	0.0	25.9	5.8	0.2	6.1	14.8	5.4	5.7
2012/13 推定	5.7	15.8	0.0	21.4	5.8	0.2	4.0	11.9	7.1	2.5
2013/14 予測	2.5	22.0	0.0	24.5	5.8	0.2	4.5	12.8	8.5	3.2
アメリカ(6月/5月)										
2011/12	23.5	54.4	3.1	81.0	24.9	0.6	4.5	32.2	28.6	20.2
2012/13 推定	20.2	61.8	3.3	85.3	25.0	0.7	10.6	38.3	27.4	19.5
2013/14 予測	19.5	57.5	3.8	80.9	25.5	0.6	7.6	35.7	29.9	15.3
主要輸出国計										
2011/12	73.6	362.7	10.9	447.2	112.4	12.2	91.9	238.6	139.2	69.4
2012/13 推定	69.4	314.4	10.1	393.9	111.2	11.8	81.6	224.6	119.7	49.7
2013/14 予測	50.0	354.3	8.6	412.9	113.8	12.6	83.1	230.3	129.9	52.8
中国(7月/6月)										
2011/12	55.9	117.4	3.0	176.3	85.0	3.1	27.0	123.8	0.4	52.1
2012/13 推定	52.1	120.6	3.3	176.0	87.6	3.2	22.0	121.1	0.4	54.5
2013/14 予測	54.5	118.0	7.2	179.6	87.0	3.2	22.0	121.9	0.4	57.3
インド(4月/3月)										
2011/12	15.8	86.9	0.0	102.7	73.1	0.2	2.5	81.4	0.8	20.5
2012/13 推定	20.5	94.9	0.0	115.4	75.1	0.2	3.0	84.2	6.7	24.6
2013/14 予測	24.6	92.5	0.0	117.1	78.5	0.2	3.2	89.6	5.0	22.5
世界計			c)					a)	c)	
2011/12	194.2	695.4	144.8	889.7	460.8	18.7	152.6	696.0	144.8	193.7
2012/13 推定	193.7	654.9	140.7	848.6	465.7	18.5	130.4	673.4	140.7	175.1
2013/14 予測	175.1	692.6	140.6	867.7	471.1	19.3	131.7	687.3	140.6	180.4

a) 種子用および廃棄分を含む, b) 製粉製品の推定輸出入量を含む, c) IGC 7月/6月データ: 製粉製品の貿易を含まない。
(2013年9月26日現在)

(IGC)

[表2] 世界の小麦生産量

(百万トン)

地区・国名		10/11	11/12	12/13(予測)	13/14(予測)
ヨーロッパ	ブルガリア	4.0	4.3	4.3	4.9
	チェコ	4.2	5.0	3.6	4.5
	デンマーク	5.3	4.8	4.6	4.5
	フランス	38.1	36.1	37.9	39.2
	ドイツ	24.0	23.0	22.4	24.7
	ハンガリー	3.8	4.1	3.9	5.0
	ギリシャ	1.6	1.3	0.9	1.3
	イタリア	6.9	6.8	7.7	7.1
	ポーランド	9.5	9.3	8.7	9.4
	ルーマニア	6.0	6.7	5.2	7.2
	スロバキア	1.2	1.5	1.3	1.6
	スペイン	5.7	6.8	5.1	7.8
	スウェーデン	2.2	2.3	2.3	1.8
	イギリス	14.9	15.3	13.3	12.3
	その他	9.5	10.1	10.5	12.2
	計	136.8	137.4	131.6	143.3
		セルビア	1.7	2.0	1.9
	その他	2.3	2.5	2.5	1.8
	計	140.7	141.8	136.0	147.4
CIS	カザフスタン	9.6	22.7	9.8	14.0
	ロシア	41.5	56.2	37.7	51.0
	ウクライナ	16.8	22.3	15.8	22.0
	その他	13.1	13.7	13.9	13.9
	計	81.1	115.0	77.2	100.9
北・中アメリカ	カナダ	23.3	25.3	27.2	30.5
	メキシコ	3.7	3.7	3.2	3.9
	アメリカ	60.1	54.4	61.8	57.5
	その他	T	T	T	—
	計	87.1	83.4	92.2	91.9
南アメリカ	アルゼンチン	15.9	14.5	8.5	11.0
	ブラジル	5.9	5.8	4.4	5.0
	チリー	1.6	1.3	1.3	1.5
	ウルグアイ	1.3	1.6	1.6	1.3
	その他	1.8	1.6	1.7	1.4
	計	26.5	24.8	17.4	20.1

地区・国名		10/11	11/12	12/13(予測)	13/14(予測)	
近東 アジア	イラン	15.0	13.5	14.0	12.9	
	サウジアラビア	1.3	1.2	0.8	0.9	
	シリア	3.6	3.9	3.7	3.6	
	トルコ	17.5	18.8	17.5	18.0	
	その他	3.4	3.0	2.6	2.6	
	計	40.9	40.3	38.6	38.0	
極東 アジア	太平洋 アジア	中国	115.2	117.4	120.6	118.0
		その他	1.4	1.6	1.6	1.4
		計	116.5	119.0	122.2	119.4
	南 アジア	アフガニスタン	3.7	3.0	4.2	3.6
		インド	80.8	86.9	94.9	92.5
		パキスタン	23.9	24.2	23.3	24.2
		その他	2.4	2.5	2.9	2.6
		計	110.8	116.6	125.2	122.9
	計		227.3	235.6	247.5	242.3
	ア フリ カ	北 ア フリ カ	アルジェリア	3.1	2.8	3.4
エジプト			7.5	8.4	8.5	9.4
リビア			0.2	0.1	0.1	0.1
モロッコ			4.9	5.8	3.9	7.0
チュニジア			0.8	1.3	1.4	1.5
計			16.5	18.4	17.2	21.0
サ ハラ 以 南		エチオピア	2.9	2.9	3.2	2.4
		南アフリカ	1.4	2.0	1.9	1.9
		その他	1.0	1.0	1.1	1.4
		計	5.3	5.9	6.2	5.6
計		21.8	24.4	23.4	26.6	
オセア ニア	オーストラリア	27.4	29.9	22.1	25.0	
	計	27.7	30.1	22.6	25.3	
世 界 計		652.9	695.4	654.9	692.6	

(2013年9月26日現在) Tは5万トン以下

(IGC)

[表3] 世界の小麦粉貿易量(デュラム・セモリナを除く)

(小麦換算、千トン)

地区・国名		11/12	12/13(推定)	13/14(予測)	
輸 入 国	ヨーロッパ	EU-27	2	40	45
		その他	68	50	45
		計	70	90	90
	CIS	ロシア	10	30	20
		タジキスタン	539	376	500
		ウズベキスタン	1,939	1,280	1,500
		その他	472	434	450
		計	2,960	2,120	2,470
	北・中 アメリカ	カナダ	143	143	120
		メキシコ	78	100	110
		アメリカ	222	217	230
		その他	157	130	140
		計	600	590	600
	南アメリカ	ボリビア	269	233	300
		ブラジル	903	669	950
		その他	48	48	50
		計	1,220	950	1,300
	近東 アジア	イラク	1,359	1,287	1,200
		イエメン	50	75	75
その他		231	408	395	
計		1,640	1,770	1,670	
極東 アジア	アフガニスタン	1,264	1,133	1,300	
	香港	356	343	360	
	インドネシア	829	325	300	
	北朝鮮	213	253	200	
	韓国	54	32	60	
	モンゴル	91	29	80	
	フィリピン	228	274	250	
	タイ	222	159	200	
	その他	353	362	420	
	計	3,610	2,910	3,170	
アフリカ	北 ア フリ カ	リビア	366	250	250
	その他	104	110	110	
	計	470	360	360	

地区・国名			11/12	12/13(推定)	13/14(予測)
輸 入 国	アフリカ	アンゴラ	735	651	700
		チャド	70	52	60
		ガンビア	83	84	90
		ギニア	163	176	150
		ソマリア	113	100	100
		スーダン	43	68	50
		その他	723	649	650
		計	1,930	1,780	1,800
		計	2,410	2,140	2,160
		オセアニア	80	60	80
	不詳	1,970	1,390	1,270	
世界計			14,560	12,020	12,810
輸 出 国	アルゼンチン		1,240	890	1,200
	オーストラリア		74	55	100
	カナダ		199	170	220
	EU		1,278	967	1,100
	カザフスタン		3,653	2,190	3,000
	ロシア		436	133	400
	ウクライナ		161	278	200
	アメリカ		332	401	400
	中国		391	418	400
	日本		273	249	270
	モロッコ		166	194	150
	パキスタン		300	800	300
	スリランカ		335	156	120
	トルコ		3,013	2,567	2,500
	アラブ首長国連邦		1,200	1,000	1,000
その他		1,344	1,343	1,315	

(2013年8月30日現在)

(IGC)

[表4] 世界の穀物の工業用用途別消費量

(百万トン)

	2010/11	2011/12	2012/13 (推定)	2013/14 (予測)
エタノール	162.5	163.0	155.9	164.5
(うち、バイオ燃料)	(147.5)	(147.9)	(140.9)	(149.1)
でんぶん	99.8	106.3	110.9	118.7
ビール醸造	33.6	35.3	35.3	36.0
計*	297.0	305.5	303.0	320.2

(2013年8月30日現在) * 不詳を含む

(IGC)

[表5] 世界のバイオ燃料用穀物消費量

(百万トン)

国名	穀物の種類	2010/11	2011/12	2012/13 (推定)	2013/14 (予測)
アメリカ	トウモロコシ	127.5	127.3	118.1	124.5
	モロコシ	1.8	1.7	2.0	2.5
	計	129.4	129.0	120.3	127.1
EU	トウモロコシ	3.2	4.2	5.1	5.5
	小麦	4.3	3.8	3.4	3.9
	大麦	0.4	0.3	0.2	0.2
	計	8.3	8.7	9.3	10.3
カナダ	トウモロコシ	2.2	2.6	2.7	2.7
	小麦	0.6	0.6	0.6	0.6
	計	2.8	3.2	3.3	3.3
中国	トウモロコシ	4.0	4.1	4.1	4.1
	小麦	1.0	1.0	1.0	1.0
	モロコシ	0.3	0.3	0.3	0.3
	計	5.3	5.4	5.4	5.4
アルゼンチン	トウモロコシ	0.0	0.0	0.7	1.0
	計	0.0	0.0	0.7	1.0
その他		1.6	1.6	1.9	1.9
世界	トウモロコシ	137.9	139.2	131.7	138.8
	小麦	6.3	5.7	5.5	6.1
	モロコシ	2.4	2.2	2.7	3.2
	大麦	0.5	0.4	0.3	0.3
	その他／不詳	0.4	0.4	0.6	0.7
	計	147.5	147.9	140.9	149.1

(2013年8月30日現在)

(IGC)

[表6] 世界の小麦消費量

(百万トン)

地域・国名		食用		工業用	飼料用	種子用	その他用	総消費量	
		2010/11	2011/12	2011/12	2011/12	2011/12	2011/12	2010/11	2011/12
ヨーロッパ	EU-27	54.2	54.3	9.8	55.4	5.3	1.8	123.0	126.6
	スイス	0.6	0.6	T	0.2	T	T	0.9	0.9
	計	58.0	58.3	9.9	56.1	5.5	2.4	128.0	132.2
CIS	カザフスタン	2.0	2.3	T	2.5	1.6	0.8	6.0	7.3
	ロシア	16.6	16.5	0.2	15.4	4.6	1.3	38.3	38.0
	ウクライナ	5.8	5.8	0.2	5.7	1.3	1.5	11.4	14.5
	ウズベキスタン	4.1	4.3	0.1	2.3	0.3	1.5	8.3	8.5
	計	34.8	35.4	0.8	28.4	8.5	7.3	74.9	80.3
北中アメリカ	カナダ	2.8	2.9	0.8	4.6	1.0	—	7.5	9.4
	メキシコ	5.0	5.1	0.1	2.2	0.2	0.1	6.4	7.8
	アメリカ	24.6	24.9	0.6	4.5	2.1	—	30.7	32.2
	計	35.3	35.9	1.6	11.7	3.3	0.5	47.8	53.0
南アメリカ	アルゼンチン	3.6	3.2	0.1	0.4	0.3	—	4.4	4.0
	ブラジル	9.5	9.5	0.1	0.5	0.3	0.7	10.6	11.0
	チリ	1.9	2.0	—	0.4	T	0.1	2.2	2.4
	コロンビア	1.2	1.4	—	0.1	T	T	1.4	1.6
	ペルー	1.7	1.5	0.1	0.1	T	0.1	2.1	1.9
	ベネズエラ	1.4	1.5	—	0.1	T	T	1.4	1.6
	計	20.6	20.4	0.3	1.8	0.8	1.0	23.7	24.3
近東アジア	イラン	12.2	12.2	0.2	1.0	0.4	1.6	15.3	15.5
	イラク	4.5	4.7	0.1	0.8	0.4	0.4	6.2	6.4
	イスラエル	0.9	0.9	—	1.1	0.1	—	1.6	2.1
	サウジアラビア	2.3	2.5	—	1.1	0.1	0.2	2.6	3.9
	シリア	3.4	3.5	0.1	0.5	0.3	0.5	4.8	4.9
	トルコ	13.5	13.8	0.3	1.5	1.7	1.4	17.9	18.7
	イエメン	2.8	2.8	—	—	T	0.1	3.0	2.9
	計	41.4	42.8	0.8	6.4	3.0	4.4	53.8	57.4

地域・国名			食用		工業用	飼料用	種子用	その他用	総消費量	
			2010/11	2011/12	2011/12	2011/12	2011/12	2011/12	2010/11	2011/12
極東アジア	太平洋アジア	中国	87.0	86.0	3.1	23.0	4.7	4.0	113.1	120.8
		インドネシア	6.0	6.2	—	0.1	—	0.1	6.3	6.4
		日本	5.1	5.2	0.3	0.6	T	0.1	6.2	6.3
		韓国	2.3	2.3	0.1	2.6	T	0.1	4.8	5.1
		マレーシア	1.1	1.1	—	0.1	T	—	1.2	1.2
		フィリピン	2.1	2.2	—	1.6	—	0.1	3.1	3.9
		タイ	1.0	1.0	—	1.4	T	0.1	1.8	2.5
		ベトナム	1.1	1.1	—	1.6	—	0.1	2.4	2.7
	計	108.3	107.7	3.6	31.7	4.9	4.6	141.8	152.4	
	南アジア	アフガニスタン	4.7	3.4	—	—	0.1	1.0	5.8	4.4
		バングラデシュ	3.8	3.2	—	—	0.1	0.3	4.2	3.6
		インド	73.7	73.1	0.2	2.5	4.1	1.5	82.1	81.4
		パキスタン	20.7	21.3	0.1	0.4	1.0	0.8	22.9	23.6
	計	104.4	102.3	0.4	3.0	5.5	3.9	117.2	115.1	
計	212.7	210.0	4.0	34.7	10.3	8.6	259.0	267.5		
アフリカ	北アフリカ	アルジェリア	8.0	7.8	0.1	0.2	0.2	0.6	9.2	8.9
		エジプト	14.5	15.0	0.2	2.3	0.3	1.2	17.7	19.1
		リビア	1.8	1.6	T	—	T	T	2.0	1.7
		モロッコ	6.6	6.6	0.1	0.5	0.5	0.5	8.5	8.2
		チュニジア	2.4	2.5	0.2	0.1	0.1	0.1	2.9	3.0
	計	33.2	33.4	0.6	3.1	1.3	2.5	40.3	40.9	
	サハラ以南	エチオピア	2.8	3.6	—	0.4	0.1	0.2	3.3	4.3
		ケニア	1.0	1.3	—	—	T	0.2	1.2	1.5
		ナイジェリア	3.7	3.7	—	0.1	T	0.1	3.9	3.9
		南アフリカ	2.9	3.1	—	0.1	T	—	3.0	3.2
		スーダン	1.7	2.1	—	0.1	T	0.4	2.1	2.5
	計	16.8	20.2	0.2	0.9	0.3	1.7	19.6	23.2	
	計	49.7	53.6	0.7	4.0	1.6	4.2	59.9	64.1	
	オセアニア	オーストラリア	2.1	2.0	0.5	3.1	0.7	—	5.6	6.3
計		2.7	2.6	0.7	3.4	0.7	0.2	6.7	7.5	
世界計			455.9	460.3	18.7	146.5	33.6	33.2	657.2	692.4

(IGC : World Grain Statistics 2012)

[表7] フランスの小麦粉食用消費量

年	総食用消費量 (トン)	1人当たり平均 食用消費量(Kg)	年	総食用消費量 (トン)	1人当たり平均 食用消費量(Kg)
1962	3,841,000	80.6	1987	3,518,422	63.1
1963	3,867,000	79.8	1988	3,629,202	64.8
1964	3,831,000	78.4	1989	3,523,041	62.2
1965	3,811,000	77.9	1990	3,579,729	62.9
1966	3,716,454	75.7	1991	3,674,171	64.2
1967	3,679,591	74.1	1992	3,658,228	63.6
1968	3,500,212	71.9	1993	3,616,013	62.6
1969	3,439,074	68.6	1994	3,665,323	63.2
1970	3,395,714	67.2	1995	3,689,687	63.3
1971	3,353,363	65.7	1996	3,719,330	63.8
1972	3,345,891	65.0	1997	3,781,914	64.6
1973	3,350,910	64.5	1998	3,804,825	64.8
1974	3,351,086	64.0	1999	3,812,731	65.2
1975	3,390,490	64.4	2000	3,810,103	64.9
1976	3,373,310	63.7	2001	3,839,165	65.0
1977	3,383,446	63.7	2002	3,782,789	63.7
1978	3,492,821	65.6	2003	3,737,313	62.7
1979	3,496,604	65.5	2004	3,764,472	62.5
1980	3,492,218	65.0	2005	3,862,071	63.3
1981	3,475,589	64.0	2006	3,927,097	62.2
1982	3,461,816	63.7	2007	3,985,062	62.7
1983	3,434,823	62.9	2008	3,956,230	61.9
1984	3,503,087	63.9	2009	3,974,882	61.8
1985	3,555,075	64.3	2010	3,980,846	61.6
1986	3,573,051	64.8	2011	3,965,397	61.1

(FranceAgriMer)

[表8] フランスの製粉工場の規模別工場数と挽砕能力

規模(トン)	工場数		挽砕能力			
			(万トン)		(%)	
	2011	2012	2011	2012	2011	2012
500未満	64	64	18,938.01	19,188.40	0.36	0.37
500.1~2,000	116	117	126,670.10	128,192.10	2.42	2.47
2,000.1~4,000	78	72	214,754.60	199,177.90	4.10	3.83
4,000.1~10,000	61	61	371,785.37	370,283.90	7.09	7.12
10,000.1~20,000	35	36	481,881.00	505,301.40	9.20	9.72
20,000.1~50,000	43	42	1,415,006.73	1,339,604.80	27.00	25.77
50,000.1以上	28	28	2,612,083.20	2,635,566.30	46.83	50.71
計	425	420	5,241,119.01	5,197,314.80	100	100

(FranceAgriMer)

製粉工場における玄麦および小麦粉の月別需給動向(25年度)

(単位：千トン、前年比%)

年月	玄				麦				小				粉						
	買入数量	対前年比	加工量	対前年比	月末在庫	対前年比	生産量	対前年比	販売量	対前年比	月末在庫	対前年比	生産量	対前年比	販売量	対前年比	月末在庫	対前年比	
平成19年度	5,901	94.1	6,037	100.9	616	82.0	4,684	101.8	4,677	101.8	293	101.8	4,684	101.8	4,677	101.8	293	102.1	
平成20年度	5,748	97.4	5,848	96.9	517	83.9	4,564	97.4	4,575	97.8	282	97.8	4,564	97.4	4,575	97.8	282	96.3	
平成21年度	5,802	101.1	5,916	101.4	405	78.2	4,612	101.1	4,620	101.0	274	101.0	4,612	101.1	4,620	101.0	274	97.1	
平成22年度	6,559	113.0	6,041	102.1	924	228.1	4,725	102.4	4,725	101.5	308	101.5	4,725	102.4	4,700	101.5	308	112.6	
平成23年度	6,362	97.0	6,040	100.0	1,246	134.9	4,708	99.6	4,700	100.2	316	100.2	4,708	99.6	4,700	100.2	316	102.6	
平成24年度	6,231	97.9	5,911	97.9	1,566	125.7	4,654	98.9	4,664	99.2	307	99.2	4,654	98.9	4,664	99.2	307	96.9	
24.4	336	63.1	512	90.8	1,071	119.9	405	91.8	400	92.2	321	92.2	405	91.8	400	92.2	321	101.8	
5	393	83.6	484	95.2	980	114.6	379	96.2	383	98.4	317	98.4	379	96.2	383	98.4	317	99.1	
6	540	103.2	492	93.5	1,028	120.6	384	94.3	373	89.7	327	89.7	384	94.3	373	89.7	327	105.3	
7	465	81.0	458	99.3	1,034	107.3	358	101.0	382	109.1	304	109.1	358	101.0	382	109.1	304	96.3	
期計	1,734	82.6	1,946	94.5	1,539	153.9	1,526	95.6	1,539	96.8	304	96.8	1,526	95.6	1,539	96.8	304	96.3	
8	407	56.5	472	103.6	969	78.9	365	104.2	370	101.4	299	101.4	365	104.2	370	101.4	299	99.3	
9	670	115.5	492	98.6	1,147	87.6	384	100.0	381	98.4	303	98.4	384	100.0	381	98.4	303	101.4	
10	610	101.7	506	101.8	1,251	88.6	395	102.5	393	101.5	305	101.5	395	102.5	393	101.5	305	102.7	
11	529	104.5	522	99.9	1,258	90.1	417	101.7	408	101.7	314	101.7	417	101.7	408	101.7	314	102.8	
期計	2,215	92.1	1,992	100.9	1,562	100.8	1,562	102.1	1,552	100.8	304	100.8	1,562	102.1	1,552	100.8	304	101.7	
12	248	54.6	540	99.6	965	73.9	428	100.1	438	100.7	304	100.7	428	100.1	438	100.7	304	101.7	
25.1	421	118.2	448	99.1	939	77.5	355	100.1	344	102.5	314	102.5	355	100.1	344	102.5	314	99.0	
2	591	120.8	460	95.1	1,070	87.9	365	96.0	365	97.6	314	97.6	365	96.0	365	97.6	314	99.1	
3	1,022	183.2	526	99.4	1,566	125.7	419	100.1	426	100.1	307	100.1	419	100.1	426	100.1	307	96.9	
期計	2,282	122.9	1,973	98.4	1,566	100.2	1,566	99.1	1,573	100.2	307	100.2	1,566	99.1	1,573	100.2	307	96.9	
25.4	313	93.2	514	100.4	1,367	127.6	406	100.2	409	102.2	303	102.2	406	100.2	409	102.2	303	94.4	
5	351	89.4	504	104.2	1,214	123.8	398	105.0	393	102.5	308	102.5	398	105.0	393	102.5	308	97.3	
6	405	74.9	495	100.6	1,124	109.4	390	101.7	393	105.3	305	105.3	390	101.7	393	105.3	305	93.3	
7	397	85.5	463	101.0	1,060	102.4	363	101.4	369	96.7	299	96.7	363	101.4	369	96.7	299	98.5	
期計	1,467	84.6	1,976	101.5	1,060	101.5	1,557	102.0	1,565	101.7	300	101.7	1,557	102.0	1,565	101.7	300	100.1	
8	537	132.2	466	98.7	1,131	116.7	363	99.4	363	98.1			363	99.4	363	98.1			
9																			
10																			
11																			
期計																			
12																			
26.1																			
2																			
3																			
期計																			
年度計																			

(注) 1. 玄麦の買入・加工数量にはSBSでの買受分(19年度から)、大臣証明制度による輸出入見返り分、納付金輸入分、民間流通麦及びその他国内産麦を含み、小麦粉の生産・販売量は、輸出入を除いた数量である。
 2. 「製粉・精麦工場需給実態報告」(生産局貿易業務課)による。
 3. 四捨五入の関係で内訳と計が一致しないことがある。

小麦加工食品の輸入の推移

(単位：トン、金額：千円)

区 分	レ ー ト	小麦粉 (ひき割、ミール、ベレット)			小麦グルテン			小麦粉調製品			ケーキミックス			マカロニ、スパゲッティ		
		数 量	前 年 増 減 率	金 額	数 量	前 年 増 減 率	金 額	数 量	前 年 増 減 率	金 額	数 量	前 年 増 減 率	金 額	数 量	前 年 増 減 率	金 額
平成17年	110	1,919	34.7	166,340	16,066	12.2	2,709,751	139,802	2.6	15,475,698	9,520	14.0	824,083	109,603	-1.7	12,566,331
18	116	1,883	-1.9	169,522	14,729	-8.3	2,543,181	138,510	-0.9	16,460,930	5,888	-38.1	563,066	109,791	0.2	13,121,724
19	118	2,053	9.0	207,113	16,511	12.1	3,275,372	117,021	-15.5	16,465,390	6,398	8.6	721,609	104,411	-4.9	13,935,605
20	104	1,879	-8.5	243,243	16,876	2.2	3,789,469	100,161	-14.4	16,001,423	4,911	-23.2	702,387	127,254	21.9	22,355,357
21	93.5	1,991	6.0	214,244	15,543	-7.9	2,993,555	102,484	2.3	13,812,363	5,075	3.3	596,248	116,416	-8.5	16,000,437
22	88	1,889	-5.1	188,391	16,407	5.6	3,094,539	106,547	4.0	14,282,473	5,239	3.2	565,129	120,654	3.6	13,661,974
23	80	2,229	18.0	224,804	22,480	18.4	3,554,043	107,822	1.2	14,880,265	5,079	-3.1	580,681	134,470	11.5	14,539,296
24	80	2,791	25.2	242,157	18,151	-6.6	3,237,663	106,099	-1.6	15,350,341	5,899	16.1	735,038	142,336	5.8	15,088,926
25年1月	87	267	27.8	28,821	1,518	22.6	293,342	8,677	10.1	1,418,218	537	20.2	66,702	11,316	18.5	1,287,334
2	91	163	-24.9	16,674	1,269	-13.0	262,934	7,299	-9.8	1,241,126	548	22.2	69,768	10,661	5.7	1,347,171
3	94	196	-5.3	23,713	1,539	0.2	312,905	8,736	-11.8	1,424,217	508	-10.3	69,484	9,091	-8.3	1,128,490
4	96	102	3.0	12,300	1,707	15.0	357,166	9,184	-0.9	1,606,702	580	0.6	85,142	11,787	14.5	1,505,240
5	99	293	-17.9	34,369	2,029	30.9	440,615	9,414	8.8	1,526,906	560	-10.3	96,404	12,856	-1.4	1,628,633
6	100	167	-35.3	20,943	1,613	4.0	331,675	6,944	-17.0	1,195,027	405	10.0	63,324	9,665	-11.7	1,280,257
7	99	288	23.1	36,827	2,032	14.3	420,109	8,330	-2.2	1,572,939	410	-9.3	70,086	12,065	-13.2	1,540,943
8	98	305	-6.2	36,596	1,850	19.5	366,275	6,704	-17.3	1,269,728	344	-26.0	55,375	11,460	-23.4	1,635,939
9																
10																
11																
12																
25年1月～12月累計		1,781	-6.6	210,243	13,557	211.6	2,795,021	65,307	-5.1	11,266,549	3,892	-1.4	576,278	88,901	-4.1	11,324,007
米	国	45	-16.7	7,236	726	94.3	213,271	4,153	-1.0	21,391	2,648	-3.7	408,061	13,606	-7.7	1,943,434
英	国	5		2,519				360	-17.6	52,934						
中	国				200	272.7	30,039	7,363	1.4	1,835,629						
仏	国	537	8.9	69,349	1,134	11.9	171,347	2,793	-8.9	1,211,441				3	-69.0	1,850
香	港							0		218				2	-77.5	1,081
イ	ト	6		376				1,134	-86.8	84,438						
ス	ウェ													18,987	9.8	1,673,134
タ	ン				1,723	0.2	280,267	27,572	22.0	2,274,488	1,092	5.8	117,766			
独	国				1,425	81.3	216,806	139	126.3	88,374	122	32.5	38,229			
カ	ナ	17	-45.2	2,622	1,812	30.9	464,706	764	-3.7	272,806				38	-10.4	12,118
チ	ン							1,570	-32.0	144,344						
ン	マ				28	-41.9	12,587	0			7	-1.4	1,384			
ス	ラ							251	65.0	108,419				5	-91.3	908
オ	ス				145	49.7	23,530	237	-9.4	111,395	2	-35.2	531	19		3,651
シ	ン							12,102	0.9	2,278,183				4	127.8	1,378
ン	ガ				6,357	-3.3	1,389,329	3,527	-8.3	602,695	12	37.2	7,287	4	-88.8	710
オ	ス	27	-3.6	3,719	6,357			574	-19.4	249,312						
ス	ト							20	5,272.6	3,872						
台	湾							1,779	15.1	669,953						
ベ	トナム							459	46.2	200,876						
ニ	ュ							224	-22.8	82,119						
ユ	ー															
ア	メリ															
メ	キシ															
ア	ル															
ス	ウェ							123	24.7	20,280						
イ	ン	1,069	-7.1	115,951	8	153.2	3,952	8						52,670	-4.9	7,398,473
伊	国	75	-5.1	8,471	35	211.1	5,726	121	-21.8	35,532	8	-47.8	3,020	3,563	-30.4	316,889
そ	の															

(次頁につづく)

(単位：トン、金額：千円)

小麦加工食品の輸出の推移

区分 年月	レ ー ト	小麦粉、小麦(ひき割、ミール、ペレット)			小麦粉調製品(ケーキ、ミックスを含む)			マカロニおよびスパゲッティ			うどんおよびそうめん		
		数量	前年増減率	金額	数量	前年増減率	金額	数量	前年増減率	金額	数量	前年増減率	金額
平成17年	110	289,911	-4.8	8,048,049	2,317	29.4	744,439	1,054	221.3	110,260	7,863	1.9	2,062,502
18	116	290,033	0.0	7,895,261	2,442	5.4	797,965	1,196	13.4	126,174	10,065	28.0	2,476,428
19	118	255,377	-11.9	7,725,611	3,151	29.1	1,043,144	1,150	-3.8	140,800	12,561	24.8	2,988,513
20	104	186,882	-26.8	8,338,085	3,377	7.1	1,242,742	743	-36.4	150,112	12,517	-0.3	3,227,623
21	93.5	185,229	-0.9	5,414,482	3,113	-7.8	1,150,484	822	10.6	150,825	11,947	-4.6	3,124,772
22	88	196,183	5.9	5,860,022	3,574	14.8	1,256,700	770	-6.3	139,835	12,492	4.6	3,214,545
23	80	191,480	-2.4	5,791,147	2,497	-30.1	917,040	607	-21.1	103,142	11,728	-6.1	3,005,454
24	80	192,598	0.6	5,874,121	1,998	-20.1	784,555	598	-1.5	105,860	10,810	-7.8	2,930,555
25年1月	87	12,251	-15.4	461,413	136	-40.7	62,581	54	100.6	7,614	837	20.8	202,368
2	91	13,615	-21.5	518,849	101	-42.2	38,268	31	-46.5	6,840	796	-4.3	224,163
3	94	13,706	-22.7	544,630	185	-23.8	80,091	43	-13.5	8,579	967	-15.1	275,128
4	96	13,628	-13.5	557,331	160	-29.5	72,432	39	10.7	7,676	837	-14.5	216,352
5	99	15,153	-3.3	635,333	190	39.6	86,473	53	15.6	11,940	879	0.5	264,620
6	100	14,365	-11.5	613,497	188	25.8	85,831	54	-12.0	12,926	882	-9.0	248,432
7	99	13,401	-23.8	559,619	151	6.2	60,477	29	-56.1	7,920	782	-3.7	238,733
8	98	14,131	-22.5	616,774	194	46.2	83,792	60	62.8	15,484	837	-9.2	232,426
25年1~12月計		110,250	-17.1	4,507,446	1,306	-9.0	569,945	362	-4.4	78,979	6,816	-5.6	1,902,222

区分 年月	レ ー ト	ビスケット(スイート)			その他のベーカリー製品等			インスタントラーメン		
		数量	前年増減率	金額	数量	前年増減率	金額	数量	前年増減率	金額
平成17年	110	719	-6.6	762,779	12,274	31.6	8,722,215	8,445	1.9	3,214,048
18	116	762	6.1	804,131	13,120	6.9	9,755,783	9,091	7.7	3,586,187
19	118	1,098	44.2	1,133,758	14,688	12.0	11,536,637	9,200	1.2	3,645,447
20	104	1,198	9.1	1,270,762	14,672	-0.1	12,115,107	8,120	-11.7	3,507,616
21	93.5	886	-26.1	993,506	11,972	-18.4	10,258,866	6,181	-23.9	2,919,649
22	88	974	10.0	1,067,436	13,343	11.5	11,770,935	5,981	-3.2	2,825,812
23	80	698	-28.4	801,362	11,967	-10.3	10,091,546	5,012	-16.2	2,146,062
24	80	797,369	11.8	797,369	14,228	18.9	12,962,025	5,862	16.9	2,530,121
25年1月	87	49	-25.7	53,287	1,213	46.9	1,163,874	441	36.2	182,877
2	91	57	21.9	53,523	1,101	4.7	1,022,793	475	8.7	215,518
3	94	52	-56.0	58,392	1,181	9.3	1,113,969	681	43.2	291,628
4	96	51	-4.5	55,064	1,081	-7.0	1,024,922	712	60.8	273,855
5	99	84	39.4	98,940	1,461	26.5	1,349,365	820	71.5	318,437
6	100	67	48.1	80,920	1,491	24.9	1,367,893	729	31.0	302,327
7	99	46	-29.1	58,382	1,457	22.4	1,315,575	519	10.0	224,079
8	98	58	-11.3	70,149	1,483	24.5	1,314,002	560	10.9	253,287
25年1~12月計		464	-10.8	528,657	10,468	18.3	9,672,393	4,938	33.8	2,062,008

(注) ①財務省貿易統計(全国分>品別国別表>輸出>月次)による。
②その他のベーカリー製品等は、スイートビスケットおよび米菓を除く焼菓子類並びにライスバーバー等をいう。

国際価格の推移

(単位：トン当たりドル、()内はブッシェル当たりドル)

品名	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
小麦 (シカゴ・SRW小麦No.2、 期近もの)	2005	(2.98)	(3.00)	(3.68)	(3.09)	(3.06)	(3.23)	(3.49)	(3.16)	(3.23)	(3.39)	(3.07)	(3.19)	
		109	110	135	114	113	119	128	116	119	125	113	117	
	2006	(3.29)	(3.52)	(3.62)	(3.50)	(4.00)	(3.62)	(3.66)	(3.66)	(3.77)	(3.93)	(5.43)	(4.82)	(4.94)
		121	129	133	129	147	133	134	134	138	144	199	177	182
	2007	(4.64)	(4.53)	(4.61)	(4.88)	(4.97)	(6.07)	(6.02)	(6.02)	(6.97)	(8.46)	(9.53)	(7.78)	(8.55)
		170	167	169	179	183	223	221	221	256	311	350	282	314
	2008	(9.32)	(9.43)	(10.93)	(8.96)	(7.76)	(8.77)	(8.11)	(8.11)	(8.25)	(7.27)	(5.56)	(5.34)	(5.20)
		342	378	426	329	284	322	298	298	303	267	204	196	191
	2009	(5.69)	(5.36)	(5.44)	(5.22)	(5.78)	(5.75)	(5.35)	(5.35)	(4.82)	(4.71)	(5.05)	(5.39)	(5.37)
		209	197	200	192	212	211	196	196	177	173	186	198	197
	2010	(5.10)	(4.87)	(4.79)	(4.91)	(4.72)	(4.52)	(4.52)	(5.96)	(7.03)	(7.27)	(7.05)	(6.73)	(7.65)
		187	179	176	180	173	166	166	219	258	267	259	247	281
	2011	(7.73)	(8.40)	(6.68)	(7.44)	(7.36)	(6.73)	(6.95)	(6.95)	(7.13)	(6.96)	(6.23)	(6.33)	(5.79)
	284	309	245	273	271	247	255	255	262	256	229	232	213	
2012	(6.02)	(6.26)	(6.65)	(6.24)	(6.09)	(6.10)	(6.10)	(8.85)	(8.47)	(8.78)	(8.48)	(8.46)	(8.01)	
	221	230	244	229	224	224	325	325	311	323	312	311	294	
2013	(7.83)	(7.42)	(7.23)	(6.94)	(6.88)	(6.81)	(6.81)	(6.70)	(6.38)	(6.41)	(6.86)			
	288	273	266	255	253	250	246	246	234	236	252			
2005	(2.00)	(2.00)	(2.14)	(2.08)	(2.08)	(2.22)	(2.22)	(2.37)	(2.15)	(2.04)	(2.02)	(1.93)	(2.02)	
	79	79	84	82	82	87	87	93	85	80	80	76	80	
2006	(2.13)	(2.23)	(2.24)	(2.37)	(2.45)	(2.38)	(2.38)	(2.44)	(2.30)	(2.42)	(3.03)	(3.56)	(3.70)	
	84	88	88	93	97	94	94	96	91	95	119	140	146	
2007	(3.91)	(4.11)	(4.02)	(3.62)	(3.70)	(3.81)	(3.81)	(3.26)	(3.31)	(3.51)	(3.69)	(3.69)	(3.86)	
	154	162	158	142	146	150	128	128	130	138	145	145	152	
2008	(5.08)	(5.01)	(5.56)	(6.06)	(5.91)	(7.33)	(6.47)	(6.47)	(5.30)	(5.62)	(3.88)	(3.86)	(3.75)	
	200	203	215	239	236	288	255	255	209	221	153	152	148	
2009	(3.65)	(3.63)	(3.92)	(3.94)	(4.17)	(4.06)	(3.30)	(3.30)	(3.19)	(3.47)	(3.73)	(3.91)	(4.08)	
	144	143	154	155	164	160	130	130	126	136	147	154	160	
2010	(3.72)	(3.62)	(3.63)	(3.64)	(3.63)	(3.54)	(3.92)	(3.92)	(4.12)	(4.95)	(5.63)	(5.56)	(5.84)	
	146	142	143	143	143	139	154	154	162	195	222	219	230	
2011	(6.49)	(6.91)	(6.36)	(7.42)	(6.97)	(7.02)	(7.02)	(7.01)	(7.07)	(7.01)	(6.40)	(6.46)	(5.79)	
	255	272	250	292	275	276	276	276	278	276	252	254	228	
2012	(6.00)	(6.27)	(6.69)	(6.29)	(5.97)	(5.80)	(7.77)	(7.77)	(7.94)	(7.48)	(7.37)	(7.21)	(7.19)	
	236	247	263	248	235	228	306	306	313	294	290	284	283	
2013	(7.31)	(6.99)	(7.17)	(6.47)	(6.42)	(6.55)	(5.36)	(5.36)	(4.82)	(4.57)	(4.44)			
	288	275	282	255	253	258	211	211	190	180	175			

(注) 1. 小麦は、シカゴ相場による月央の終値である(2013年10月分は10月15日)。
2. とうもろこしはシカゴ相場による月平均価格である。

輸入食糧小麦の入札結果(港灣諸経費を除く)の概要

(単位：トン、円/トン)

入札月および積月		平成24年12月、平成25年1月入札分 (積月：2月積み、3月到着)			平成25年1月入札分 (積月：3月積み、4月到着)			平成25年2月入札分 (積月：4月積み、5月到着)			平成25年3月入札分 (積月：4月積み、5月到着及び5月積み、6月到着)			平成25年4月入札分 (積月：6月積み、7月到着)		
産地	銘柄	数量	落札価格 (加重平均) ※税別	※左の税込み 価格	数量	落札価格 (加重平均) ※税別	※左の税込み 価格	数量	落札価格 (加重平均) ※税別	※左の税込み 価格	数量	落札価格 (加重平均) ※税別	※左の税込み 価格	数量	落札価格 (加重平均) ※税別	※左の税込み 価格
アメリカ	WW	104,456	31,691	33,276	28,609	33,733	35,420	36,734	35,451	37,224	52,099	35,806	37,596	47,534	34,704	36,439
	SH	129,345	34,164	35,872	29,705	35,779	37,568	46,154	36,811	38,652	59,444	36,717	38,553	75,122	37,085	38,939
	DNS	108,003	35,495	37,270	57,341	36,634	38,466	64,926	37,797	39,687	77,976	38,982	40,931	66,645	39,166	41,124
	小計	341,804	33,829	35,520	115,655	35,697	37,482	147,814	36,906	38,751	189,519	37,399	39,269	189,301	37,220	39,081
カナダ	1CW	109,762	34,526	36,252	95,793	35,582	37,361	112,734	37,163	39,021	109,514	36,086	37,890	79,821	37,471	39,345
	小計	109,762	34,526	36,252	95,793	35,582	37,361	112,734	37,163	39,021	109,514	36,086	37,890	79,821	37,471	39,345
オーストラリア	ASW	121,188	38,581	40,510	26,085	39,297	41,262	28,165	42,458	44,581	97,334	39,586	41,565	52,032	39,867	41,860
	小計	121,188	38,581	40,510	26,085	39,297	41,262	28,165	42,458	44,581	97,334	39,586	41,565	52,032	39,867	41,860
	計	572,754	34,968	36,716	237,533	36,046	37,848	288,713	37,548	39,425	396,367	37,573	39,452	321,154	37,711	39,597

入札月および積月		平成25年5月入札分 (積月：7月積み、8月到着)			平成25年6月入札分 (積月：8月積み、9月到着)			平成25年7月入札分 (積月：9月積み、10月到着)			平成25年8月入札分 (積月：9月積み、10月到着及び10月積み、11月到着)			平成25年9月入札分 (積月：11月積み、12月到着)		
産地	銘柄	数量	落札価格 (加重平均) ※税別	※左の税込み 価格	数量	落札価格 (加重平均) ※税別	※左の税込み 価格	数量	落札価格 (加重平均) ※税別	※左の税込み 価格	数量	落札価格 (加重平均) ※税別	※左の税込み 価格	数量	落札価格 (加重平均) ※税別	※左の税込み 価格
アメリカ	WW	49,817	33,849	35,541	—	—	—	153,136	32,429	34,050	41,297	33,047	34,699	62,328	36,909	38,754
	SH	71,621	37,536	39,413	94,266	34,820	36,561	51,927	35,488	37,262	92,177	36,454	38,277	67,948	37,280	39,144
	DNS	84,261	39,217	41,178	125,929	36,514	38,340	58,339	35,779	37,568	88,104	35,670	37,454	171,573	36,127	37,933
	小計	205,699	37,332	39,198	220,195	35,789	37,578	110,266	35,642	37,424	333,417	34,398	36,118	122,340	34,584	36,313
カナダ	1CW	120,957	37,571	39,450	151,759	34,789	36,528	81,753	35,112	36,868	108,176	34,572	36,301	122,340	34,584	36,313
	小計	120,957	37,571	39,450	151,759	34,789	36,528	81,753	35,112	36,868	108,176	34,572	36,301	122,340	34,584	36,313
オーストラリア	ASW	60,221	39,914	41,910	101,411	38,827	40,768	50,312	41,678	43,762	64,986	39,537	41,514	44,910	38,844	40,786
	小計	60,221	39,914	41,910	101,411	38,827	40,768	50,312	41,678	43,762	64,986	39,537	41,514	44,910	38,844	40,786
	計	386,877	37,808	39,699	473,365	36,119	37,925	242,331	36,716	38,552	506,579	35,094	36,849	338,823	35,930	37,727

(注) 上表の詳細は、農林水産省ホームページ「申請・お問い合わせ」を参照し、次に「調達・入札」の「調達情報・公表事項」を参照して、「契約情報公表」を参照し、「食料安定供給特別会計」を参照し、「アドレレス」[http://www.maff.go.jp/i/supply/kouhyou/keiyaku/kyokuyu.html]、「米管理助定・業務助定」、「一般競争入札・指名競争入札(物品役務等)」を参照して輸入小麦に該当する箇所をご覧ください。
(資料：農林水産省生産局農産部貿易業務課)

平成25年産 小麦の作付面積及び収穫量(都府県)(抜粋)

—小麦の収穫量は、前年産に比べて2%増加—

【調査結果】

小麦の作付面積及び収穫量

(1) 作付面積(子実用)

小麦の作付面積は、8万8,100haで前年産に比べて2,000ha(2%)減少した。

これは、九州地域等において他作物への転換等により作付けが減少したためである。

(2) 10a当たり収量

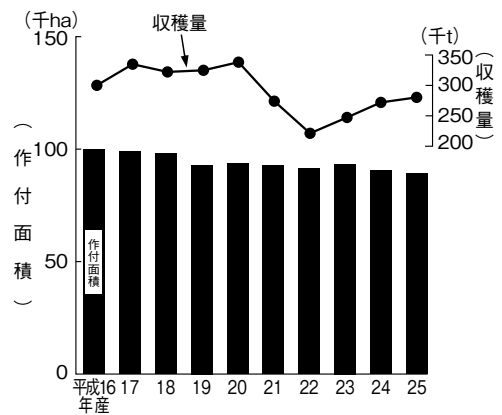
10a当たり収量は315kgで、天候に恵まれ生育がおおむね良好であったため、前年産に比べて4%上回った。

なお、10a当たり平均収量対比は102%となった。

(3) 収穫量

都府県の収穫量は27万7,900tで、前年産に比べて6,200t(2%)増加した。

小麦の作付面積及び収穫量
(都府県・子実用)の推移



小麦の作付面積及び収穫量(都府県・子実用)

区分	作付面積	10a 当たり 収量	収穫量	前年産との比較						(参考)	
				作付面積		10a当たり	収穫量		10aあたり	10aあたり	
				対差	対比	対比	対差	対比	平均収量	平均収量	
小麦	ha 88,100	kg 315	t 277,900	ha △2,000	% 98	% 104	t 6,200	% 102	% 102	kg 309	

【統計表】

1 平成25年産小麦の用途別作付面積(都府県)

(1)田畑計

(単位：ha)

全国 農業地域 ・ 都府県	小		麦	
	作付 面積	対前 年差	子実用	
			作付 面積	対前 年差
都府県 (全国農業地域)	89,700	△1,600	88,100	△2,000
東北	7,760	90	7,260	△ 260
北陸	174	11	174	11
関東・東山	22,000	△ 400	21,100	△ 400
東海	14,800	△ 100	14,700	△ 100
近畿	8,830	△ 230	8,830	△ 230

全国 農業地域 ・ 都府県	小		麦	
	作付 面積	対前 年差	子実用	
			作付 面積	対前 年差
中国	1,630	80	1,630	80
四国	1,730	△ 70	1,730	△ 70
九州	32,700	△1,000	32,700	△1,000
沖縄	16	5	16	5

(2)田

(単位：ha)

全国 農業地域 ・ 都府県	小		麦	
	作付 面積	対前 年差	子実用	
			作付 面積	対前 年差
都府県 (全国農業地域)	83,400	△1,600	82,900	△1,900
東北	6,910	20	6,510	△ 340
北陸	59	5	59	5
関東・東山	17,600	△ 300	17,500	△ 300
東海	14,600	△ 100	14,500	△ 200
近畿	8,820	△ 230	8,820	△ 230

全国 農業地域 ・ 都府県	小		麦	
	作付 面積	対前 年差	子実用	
			作付 面積	対前 年差
中国	1,600	80	1,600	90
四国	1,680	△ 60	1,680	△ 60
九州	32,100	△1,000	32,100	△1,000
沖縄	—	—	—	—

(3)畑

(単位：ha)

全国 農業地域 ・ 都府県	小		麦	
	作付 面積	対前 年差	子実用	
			作付 面積	対前 年差
都府県 (全国農業地域)	6,280	△ 30	5,270	30
東北	×	×	×	×
北陸	115	6	115	6
関東・東山	4,460	△ 120	3,580	△ 70
東海	194	29	186	29
近畿	12	4	12	4

全国 農業地域 ・ 都府県	小		麦	
	作付 面積	対前 年差	子実用	
			作付 面積	対前 年差
中国	×	×	×	×
四国	52	△ 8	52	△ 8
九州	549	△ 12	536	△ 12
沖縄	16	5	16	5

2 平成25年産小麦の作付面積及び収穫量(都府県・子実用)

全国 農業地域 ・ 都府県	作付 面積	10a 当たり 収量	収穫量	前年産との比較					(参考)	
				作付面積		10a 当たり 収量	収穫量		10a当たり 平均収量 対比	10a当たり 平均収量
				対差	対比	対比	対差	対比		
都府県 (全国農業地域)	88,100 ^{ha}	315 ^{kg}	277,900 ^t	△ 2,000 ^{ha}	98 [%]	104 [%]	6,200 ^t	102 [%]	102 [%]	309 ^{kg}
東北	7,260	205	14,900	△ 260	97	108	600	104	104	197
北陸	174	176	307	△ 11	107	112	51	120	108	163
関東・東山	21,100	374	79,000	△ 400	98	108	4,600	106	114	328
東海	14,700	334	49,100	△ 100	99	112	4,800	111	118	282
近畿	8,830	256	22,600	△ 230	97	96	△ 1,500	94	100	256
中国	1,630	267	4,360	△ 80	105	116	800	122	100	267
四国	1,730	364	6,290	△ 70	96	130	1,250	125	118	308
九州	32,700	310	101,300	△ 1,000	97	99	△ 4,600	96	89	349
沖縄	16	225	36	△ 5	145	156	20	225	148	152

注：都府県及び全国農業地域別(以下、地域別という。)の10a当たり平均収量は、各都府県の10a当たり平均収量に当年の作付面積を乗じて求めた平均収穫量を地域別に積み上げ、当年の地域別作付面積で除して算出している。

—「ソフト & ハード」(読者の欄)への投稿のお願い—

読者の皆様、当振興会の広報誌「製粉振興」の内容を、より親しみのもてるものにするために、次のような内容の投稿をお待ちしていますので、記事をお寄せ下さい。

また、この広報誌の内容の充実を図っていきたくて考えていますので、ご意見等がございましたらお寄せ下さい。

- ・テーマは、小麦や小麦粉製品についての随想、紹介等と考えていますが、小麦と関係のない趣味などの話でも結構です
- ・投稿者名は実名でも筆名でも結構です
- ・長さは1,200字程度(1頁)とします
- ・掲載分には薄謝を進呈します



「コナちゃん」

(マスコットの小麦粉の精)

★ 編集後記

- 東北楽天がリーグ初優勝し日本シリーズに出場する。東北に関係する一人として心から祝いのエールを送りたい。創設の年最下位、失点ワースト記録を持つが9年目の快挙である。球界OBは、球団に対する選手の気持ちと技量の成長が成し遂げたと評価していた。一方「やっとAクラスに入ったチームもあるが、その維持は難しい。選手の評価が上がると、良い選手は他球団に行くからね。」とぼやいた。他者が「選手の年俵が安いからですね。」との発言に、「払えないんだよ。」との言葉。すると「同じことですよ。」との返事に、「いや違う！意味は違いますよ。」と抑えた。微妙な、言い表せないもやもや感が伝わってくる。
- 音楽を聴くのが好きで、満足のできる音を求めオーディオ装置の改善に取り組んでいる。今日は音楽を良い音で聴きたい、今日は良い音で音楽を聴きたい。言い変えると、好きな曲を良い音で聴きたい、良い音の出る装置で好きな曲を聴きたいである。一見、曲と音の優先問題のようだが、その時、聞きたいと思っている音楽の印象は微妙に異なる。出発点が影響しているとすれば、わかり易いかもしれない。例えば、ラジオと生演奏、更にオーディオ装置の音楽。「ラジオから流れる“曲”に感銘した。演奏会で生の曲を聴き驚愕した。“一人で聴く”オーディオ装置から流れた曲に感動した。」その中の生演奏を原音として求めても、一般に家庭で演奏会と同じ条件の音楽を聴くことは不可能である。最大限に素晴らしく感じても、限りなく生演奏を凝縮した音楽であり、媒体を通しての音楽である。それを何とか自分が納得のいく音楽にしたいと思う気持ちと、更に良い音を求める気持ちが改善に微妙な影響を与える。
- 10月15日臨時国会が開会し、総理の所信表明及び各党の質疑が始まった。未だTPPの情報少ない。納得し任せることができるような情報が欲しいものです。一方、来年4月からの消費税率アップの影響めぐり、国内経済の状況からみた業界紙による食品業界の見通しは、微妙な表現である。

小麦粉は 豊かな食事の コンダクター

あなたの豊かな食生活のために

週末も **パン** を囲んで楽しい団欒 たんらん

さそいあい、いつでも、どこでも、**うどん・そば**

インスタントラーメン
は 世 界 の 食 文 化

希望の一日は **ホットケーキ** から

麺 には旬の味、春・夏・秋・冬

家族で楽しい、みんなでおいしい
ピスケット

パスタ なら父さんも、私も、僕も三ツ星級

パン粉 がきめて、おいしいコロッケ・とんかつ

てんぷら・ギョウザ
ムニエル はわが家の味

現代に生かそう伝統食品 やきふ **焼麩** に なまふ **生麩**

(財)製粉振興会
全国小麦粉実需者団体協議会
製粉協会・(協)全国製粉協議会

製粉振興 10月号 (No.562)

発行／平成25年10月20日

編集発行人／落合通人

発行所／一般財団法人 製粉振興会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町15番6号
製粉会館2階

Tel. (03) 3666-2712 (代表)

<http://www.seifun.or.jp>

Fax.(03) 3667-1883

E-mail:seifunshin@mri.biglobe.ne.jp

禁無断転載